

資料編

目次

第1	防災関係組織等に関する資料	1
1	防災関係機関連絡先一覧表	1
第2	災害危険地区等に関する資料	4
1	保安林配備一覧表	4
2	地すべり防止区域一覧表	4
3	地すべり危険箇所一覧表	5
4	急傾斜地崩壊危険区域一覧表	5
5	急傾斜地崩壊危険箇所一覧表	6
6	土石流危険渓流一覧表	12
7	土砂災害警戒区域等一覧表	15
8	砂防指定地一覧	23
9	山地に起因する災害危険地区一覧表	24
第3	避難所に関する資料	26
1	指定避難所	26
2	福祉避難所	27
第4	災害警戒区域等における要配慮者利用施設	27
第5	医療機関等に関する資料	27
1	町内医療機関一覧	27
2	救急病院等一覧	27
第6	水防に関する資料	28
1	町内雨量観測所（テレメーター）一覧	28
2	町内水位観測所（テレメーター）一覧	28
3	町内の流量を通報すべきダム	29
第7	雪害防止関係に関する資料	29
1	徳島県が除雪する道路	29
2	凍結防止剤の配置	29
3	除雪用機械の整備	29
第8	輸送・道路等関係に関する資料	30
1	町内緊急輸送路	30
2	災害対策用ヘリコプター離着陸場適地	30

3	町有車両一覧	30
4	緊急通行車両の標章	32
5	緊急通行車両確認証明書	33
第9	条例・協定等関係に関する資料	34
1	徳島県市町村消防相互応援協定	34
2	消防相互応援協定書	37
3	徳島東部地域における災害時相互応援に関する協定書	39
4	徳島東部地域における災害時相互応援に関する協定実施細目	41
5	徳島県消防防災ヘリコプター応援協定書	43
6	徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領	45
7	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書	49
8	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	51
9	鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定	53
10	災害発生時における山地に係る施設等の被害調査に関する協定書	56
11	災害時における上勝町と上勝町内等郵便局の協力に関する協定	57
12	災害時における救援物資提供に関する協定書	60
13	災害時における支援協力に関する協定書	62
14	災害に係る情報発信等に関する協定	65
15	上勝町防災会議条例	67
16	上勝町災害対策本部条例	68
17	上勝町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書	69
第10	災害救助に関する資料	72
1	災害救助法の適用基準	72
2	令和3年度災害救助基準	72

第1 防災関係組織等に関する資料

1 防災関係機関連絡先一覧表

(1) 町

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
上勝町役場	上勝町大字福原字下横峯 3 - 1	0885-46-0111 050-3438-8071 (IP) (ファクシミリ)0885-46-0323)

(2) 徳島県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
県危機管理環境部 とくしまゼロ作戦課	徳島市万代町 1 - 1	088-621-2716
県河川整備課	徳島市万代町 1 - 1	088-621-2570
県砂防・気候防災課	徳島市万代町 1 - 1	088-621-2540
徳島県東部県土整備局	徳島市南末広町 6 - 3 6 総合土木庁舎 2階	088-653-8811
徳島東部農林水産局	徳島市新蔵町 1 - 6 7	088-626-8511
徳島保健所	徳島市新蔵町 3 - 8 0	088-652-5151
徳島東部保健福祉局	徳島市新蔵町 1 - 6 7	088-652-1151

(3) 警察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
小松島警察署	小松島市日開野町字崎田 2 6	0885-32-0110
小松島警察署 福原駐在所	上勝町大字福原字川北 1 0 0 - 5	0885-46-0024

(4) 消防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
小松島市消防署	小松島市横須町 1 - 1	0885-33-1200

(5) 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
中国四国農政局 徳島県拠点	徳島市中昭和町 2 - 3 2	088-622-6131
四国森林管理局 徳島森林管理署	徳島市徳島町 2 - 1 2	088-637-1230

国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所	徳島市上吉野町 3-3-5	088-654-2211
徳島地方気象台	徳島市大和町 2-3-3-6	088-626-0676

(6) 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
上勝郵便局	上勝町大字福原字下横峯 37-1	0885-46-0050
高銚郵便局	上勝町大字正木字平間 112-1	0885-45-0050
西日本電信電話株式会社 徳島支店	徳島市西大工町 2丁目 5-1	088-602-1146
株式会社エヌ・ティ・ティ・ ドコモCS四国徳島支店	徳島市北常三島町 1丁目 6番 1	088-626-7577
日本赤十字社徳島県支部	徳島市庄町 3-12-1	088-631-6000
日本放送協会徳島放送局	徳島市寺島本町 1-28	088-626-5970
日本通運株式会社四国支店 徳島営業所	徳島市東沖洲 1-20-2	088-664-0222
四国電力株式会社徳島支店	徳島市寺島本町東 2-29	088-622-7121

(7) 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
四国放送株式会社	徳島市中徳島町 2-5-2	088-626-2801
一般社団法人徳島新聞社	徳島市中徳島町 2-5-2	088-655-7373
株式会社エフエム徳島	徳島市幸町 1-6	088-656-2111
一般社団法人徳島県医師会	徳島市幸町 3-6-1	088-622-0264

(8) 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第 14 旅団 司令部	香川県善通寺市南町 2-1-1	0877-62-2311
陸上自衛隊第 14 旅団 第 14 施設隊 (徳島駐屯地)	阿南市那賀川町小延 413-1	0884-42-0991
海上自衛隊徳島教育航空群	板野郡松茂町住吉字住吉開拓 38	088-699-5111
海上自衛隊第 24 航空隊	小松島市和田島町字洲端 4-3	0885-37-2111
自衛隊徳島地方協力本部	徳島市万代町 3丁目 5	088-623-2220~2222

(9) 公共的団体等

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
小松島市医師会	小松島市坂野町字平田 1 8 - 2	0885-38-1636
東とくしま農業協同組合 勝浦支所	勝浦町大字三溪字下川原 1 9 - 1	0885-42-2521
徳島中央森林組合 勝浦郡支所	上勝町大字正木字作り道 4 0 - 3	0885-44-5001 050-3438-7569(IP)
上勝町社会福祉協議会	上勝町大字福原字下横峯 3 - 1	0885-46-0919
勝浦川漁業協同組合	勝浦町大字中角字東山 5 7 - 5	0885-42-3059

第2 災害危険地区等に関する資料

1 保安林配備一覧表

(民有保安林配備現況)

(令和4年3月31日現在)

総合県民局・ 東部農林水産局名	保安林の 種類 市町村	水源涵養保安林		土砂流出防備保安林 土砂崩壊防備保安林		その他の防災保安林		計	
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
東部 (徳島)	上勝町	71	5,275	103	159			174	5,434

2 地すべり防止区域一覧表

(令和4年3月31日現在)

指定 番号	地区名	所在地			告示年月日	告示 番号	告示面積 (ha)
		町	大字	字			
23	生実	上勝町		生実	S35.01.12	98	402.90
137	戸越	〃		生実	S36.08.26	1887	34.10
158	八重地	〃		旭	S36.08.26	1888	272.50
159	蔭行	〃		福原	S36.08.26	1888	245.00
160	市宇	〃		旭	S36.08.26	1888	105.60
161	喰田	〃		福原	S36.08.26	1888	77.40
162	大北	〃		生実	S36.08.26	1888	24.10
163	柳谷	〃		正木	S36.08.26	1888	40.30
164	杉山	〃		正木	S36.08.26	1888	11.40
421	上勝日浦	〃		傍示	S48.09.08	1890	186.79
合計10箇所							合計 1400.09

地すべり指定地の概要 (農林水産省農村振興局所管)

(令和2年6月5日現在)

県内 番号	区域名	所在地			所管 事務所	指定 年度	告示年月日 元号	指定面積 (ha)
		郡市	町村	大字				
7	蔭井谷	勝浦郡	上勝町	傍示	徳島	S37	S37.12.22	66.00
34	西峰	勝浦郡	上勝町	傍示	徳島	S41	S42.3.31	32.60
53	小松	勝浦郡	上勝町	小松	徳島	S45	S46.3.26	25.53
58	うぐいす	勝浦郡	上勝町	傍示	徳島	S47	S48.3.30	64.82

68	梅ノ木	勝浦郡	上勝町	傍示	徳島	S48	S49. 2. 20	28. 77
85	横峯	勝浦郡	上勝町	福原	徳島	S52	S53. 3. 31	27. 50
98	傍示日浦	勝浦郡	上勝町	傍示	徳島	S57	S58. 3. 23	65. 00
102	南岡	勝浦郡	上勝町	傍示	徳島	S58	S59. 3. 12	108. 45
112	南岡北	勝浦郡	上勝町	傍示	徳島	S61	S62. 3. 25	75. 20
119	中山	勝浦郡	上勝町	福原	徳島	S63	H1. 3. 29	56. 80
135	六十部	勝浦郡	上勝町	正木	徳島	H8	H8. 12. 2	48. 39
137	福川	勝浦郡	上勝町	正木	徳島	H13	H14. 3. 15	8. 33
合計12 箇所								合計 607. 3 9

3 地すべり危険箇所一覧表

国土交通省所管

(令和3年4月1日現在)

整理 番号	箇所 名	河川名			位置			面積 (ha)	土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※
		水系名	幹川名	溪流名	現市町 村名	旧市町 村名	町・字		警戒区域		特別警戒区域		
									指定 年月日	番 号	指定 年月日	番 号	
130	高野	勝浦川	勝浦川	勝浦川	上勝町		正木	69. 0					
131	正木	勝浦川	勝浦川	勝浦川	上勝町		正木	66. 0					
132	落合	勝浦川	勝浦川	勝浦川	上勝町		福原	64. 1					
133	杉地	勝浦川	杉地川	杉地川	上勝町		福原	415. 6					
合計4箇所								合計614. 7					

4 急傾斜地崩壊危険区域一覧表

(令和4年3月31日現在)

指定 番号	区 域 名	所在地		告示年月日	告示番号	水平面積 (ha)	斜面積 (ha)	備考
		現市町村名	旧市町村名					
23	下野	上勝町		S47. 02. 01	101	2. 90	3. 50	
24	上勝落合	上勝町		S47. 02. 01	101	4. 80	5. 90	
149	福川	上勝町		S52. 03. 04	151	2. 08	2. 56	
350	藤川	上勝町		H07. 03. 27	232	1. 47	1. 65	
372	傍示	上勝町		H11. 02. 05	71	1. 54	2. 02	
388	高畑	上勝町		H13. 09. 21	682	1. 38	1. 64	
合計6箇所							合計17. 27	

5 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

定義

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ 傾斜角度30°以上、かつ、高さ5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満でも官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者施設等がある場合を含む）ある箇所

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ 傾斜角度30°以上、かつ、高さ5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

(平成26年1月1日現在)

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止条例に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※
							警戒区域		特別警戒区域		
			市町村	旧市町村	町・字	小字	指定 年月日	番号	指定 年月日	番号	
I-1294	自然斜面	作道	上勝町		正木	作り道					
I-1295	自然斜面	寺内(1)	上勝町		正木	寺内					
I-1296	自然斜面	藤川	上勝町		正木	藤川					
I-1297	自然斜面	中津賀	上勝町		正木	中津賀					
I-1298	自然斜面	西中(1)	上勝町		正木	西中					
I-1299	自然斜面	西浦(1)	上勝町		正木	西浦					
I-1300	自然斜面	平間上	上勝町		正木	平間上					
I-1301	自然斜面	平間下	上勝町		正木	平間下					
I-1302	自然斜面	鶯下	上勝町		傍示	鶯					
I-1303	自然斜面	下平	上勝町		傍示	下平					
I-1304	自然斜面	梅ノ木(1)	上勝町		傍示	梅ノ木					
I-1305	自然斜面	日浦(1)	上勝町		傍示	日浦					
I-1306	自然斜面	大北	上勝町		傍示	大北					
I-1307	自然斜面	傍示	上勝町		傍示	下地	未指定		未指定		
I-1308	自然斜面	宮ノ久保	上勝町		傍示	宮ノ久保	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
I-1309	自然斜面	影	上勝町		傍示	影					
I-1310	自然斜面	神田	上勝町		傍示	神田					
I-1311	自然斜面	福川	上勝町		福川	前田・高野					
I-1312	自然斜面	戸越	上勝町		生実	戸越	H21.05.20	310	H21.05.20	311	
I-1313	自然斜面	谷口(1)	上勝町		生実	谷口					
I-1314	自然斜面	高畑(1)	上勝町		生実	高畑	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
I-1315	自然斜面	高畑(2)	上勝町		生実	高畑	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
I-1316	自然斜面	中瀬津(1)	上勝町		生実	中瀬津・井ノ岡	H21.05.20	310	H21.05.20	311	
I-1317	自然斜面	府殿	上勝町		生実	府殿	H21.05.20	310	H21.05.20	311	
I-1318	自然斜面	下野上	上勝町		生実	下野	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
I-1319	自然斜面	下野	上勝町		生実	下野	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
I-1320	自然斜面	檜原	上勝町		生実	檜原					
I-1321	自然斜面	下日浦	上勝町		福原	下日浦					

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止条例に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※
							警戒区域		特別警戒区域		
			市町村	旧市町村	町・字	小字	指定 年月日	番号	指定 年月日	番号	
I-1322	自然斜面	川北(1)	上勝町		福原	川北					
I-1323	自然斜面	上勝落合	上勝町		福原	川北	H21.05.20	310	H21.05.20	311	
I-1324	自然斜面	上横峯(1)	上勝町		福原	上横峯	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
I-1325	自然斜面	上横峯(2)	上勝町		福原	上横峯	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
I-1326	自然斜面	平間(1)	上勝町		福原	平間	未指定		未指定		
I-1327	自然斜面	大平(1)	上勝町		旭	大平					
I-1328	自然斜面	大平(2)	上勝町		旭	大平					
I-1329	自然斜面	中村(1)	上勝町		旭	中村					
I-1330	自然斜面	中央	上勝町		旭	中村					
I-1331	自然斜面	菅蔵	上勝町		旭	菅蔵					
I-1332	自然斜面	市宇	上勝町		旭	市宇					
I-1333	自然斜面	八重地	上勝町		旭	八重地					
I-1334	自然斜面	葛又	上勝町		旭	葛又					
合計41箇所											

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

(平成26年1月1日現在)

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止条例に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※
							警戒区域		特別警戒区域		
			市町村	旧市町村	町・字	小字	指定 年月日	番号	指定 年月日	番号	
Ⅱ-4943	自然斜面	鶯(1)	上勝町		傍示	鶯					
Ⅱ-4944	自然斜面	鶯(2)	上勝町		傍示	鶯					
Ⅱ-4945	自然斜面	鶯(3)	上勝町		傍示	鶯					
Ⅱ-4946	自然斜面	鶯(4)	上勝町		傍示	鶯					
Ⅱ-4947	自然斜面	鶯(5)	上勝町		傍示	鶯					
Ⅱ-4948	自然斜面	鶯(6)	上勝町		傍示	鶯					
Ⅱ-4949	自然斜面	鶯上(1)	上勝町		傍示	鶯上					
Ⅱ-4950	自然斜面	鶯上(2)	上勝町		傍示	鶯上					
Ⅱ-4951	自然斜面	川西	上勝町		傍示	川西					
Ⅱ-4952	自然斜面	日浦(1)	上勝町		傍示	日浦					
Ⅱ-4953	自然斜面	日浦(2)	上勝町		傍示	日浦					
Ⅱ-4954	自然斜面	日浦(3)	上勝町		傍示	日浦					
Ⅱ-4955	自然斜面	堂床(1)	上勝町		傍示	堂床					
Ⅱ-4956	自然斜面	堂床(2)	上勝町		傍示	堂床					
Ⅱ-4957	自然斜面	堂床(3)	上勝町		傍示	堂床					
Ⅱ-4958	自然斜面	堂床(4)	上勝町		傍示	堂床					
Ⅱ-4959	自然斜面	堂床(5)	上勝町		傍示	堂床					
Ⅱ-4960	自然斜面	堂床(6)	上勝町		傍示	堂床					
Ⅱ-4961	自然斜面	堂床(7)	上勝町		傍示	堂床					

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止条例に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※
							警戒区域		特別警戒区域		
			市町村	旧市町村	町・字	小字	指定 年月日	番号	指定 年月日	番号	
Ⅱ-4962	自然斜面	手水(1)	上勝町		傍示	手水					
Ⅱ-4963	自然斜面	手水(2)	上勝町		傍示	手水					
Ⅱ-4964	自然斜面	手水(3)	上勝町		傍示	手水					
Ⅱ-4965	自然斜面	手水(4)	上勝町		傍示	手水					
Ⅱ-4966	自然斜面	手水(5)	上勝町		傍示	手水					
Ⅱ-4967	自然斜面	手水(6)	上勝町		傍示	手水					
Ⅱ-4968	自然斜面	手水(7)	上勝町		傍示	手水					
Ⅱ-4969	自然斜面	仁儀(1)	上勝町		傍示	仁儀					
Ⅱ-4970	自然斜面	仁儀(2)	上勝町		傍示	仁儀					
Ⅱ-4971	自然斜面	宮大尾	上勝町		傍示	宮大尾					
Ⅱ-4972	自然斜面	宮大尾(1)	上勝町		傍示	宮大尾					
Ⅱ-4973	自然斜面	宮大尾(2)	上勝町		傍示	宮大尾					
Ⅱ-4974	自然斜面	梅ノ木	上勝町		傍示	梅ノ木					
Ⅱ-4975	自然斜面	小松(1)	上勝町		傍示	小松					
Ⅱ-4976	自然斜面	小松(2)	上勝町		傍示	小松					
Ⅱ-4977	自然斜面	小松(3)	上勝町		傍示	小松					
Ⅱ-4978	自然斜面	小松(4)	上勝町		傍示	小松					
Ⅱ-4979	自然斜面	小松(5)	上勝町		傍示	小松					
Ⅱ-4980	自然斜面	小松(6)	上勝町		傍示	小松					
Ⅱ-4981	自然斜面	堂久保(1)	上勝町		傍示	堂久保					
Ⅱ-4982	自然斜面	堂久保(2)	上勝町		傍示	堂久保					
Ⅱ-4983	自然斜面	堂久保(3)	上勝町		傍示	堂久保					
Ⅱ-4984	自然斜面	堂久保(4)	上勝町		傍示	堂久保					
Ⅱ-4985	自然斜面	堂久保	上勝町		傍示	堂久保					
Ⅱ-4986	自然斜面	堂久保(6)	上勝町		傍示	堂久保					
Ⅱ-4987	自然斜面	西峯(1)	上勝町		傍示	西峯					
Ⅱ-4988	自然斜面	西峯(2)	上勝町		傍示	西峯					
Ⅱ-4989	自然斜面	西谷	上勝町		傍示	西谷					
Ⅱ-4990	自然斜面	下地(1)	上勝町		傍示	下地	未指定		未指定		
Ⅱ-4991	自然斜面	下地(2)	上勝町		傍示	下地	未指定		未指定		
Ⅱ-4992	自然斜面	下地(3)	上勝町		傍示	下地	未指定		未指定		
Ⅱ-4993	自然斜面	傍示	上勝町		傍示	下地	未指定		未指定		
Ⅱ-4994	自然斜面	西中(1)	上勝町		正木	西中					
Ⅱ-4995	自然斜面	西中(2)	上勝町		正木	西中					
Ⅱ-4996	自然斜面	中尾	上勝町		正木	中尾					
Ⅱ-4997	自然斜面	中尾(1)	上勝町		正木	中尾					
Ⅱ-4998	自然斜面	中尾(2)	上勝町		正木	中尾					
Ⅱ-4999	自然斜面	中尾(3)	上勝町		正木	中尾					
Ⅱ-5000	自然斜面	中尾(4)	上勝町		正木	中尾					
Ⅱ-5001	自然斜面	中尾	上勝町		正木	中尾					

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止条例に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※
							警戒区域		特別警戒区域		
			市町村	旧市町村	町・字	小字	指定 年月日	番号	指定 年月日	番号	
Ⅱ-5002	自然斜面	槻地	上勝町		正木	槻地					
Ⅱ-5003	自然斜面	槻地	上勝町		正木	槻地					
Ⅱ-5004	自然斜面	槻地	上勝町		正木	槻地					
Ⅱ-5005	自然斜面	西内	上勝町		正木	西内					
Ⅱ-5006	自然斜面	西槻地(1)	上勝町		正木	西槻地					
Ⅱ-5007	自然斜面	西槻地(2)	上勝町		正木	西槻地					
Ⅱ-5008	自然斜面	安後(1)	上勝町		正木	安後					
Ⅱ-5009	自然斜面	安後(2)	上勝町		正木	安後					
Ⅱ-5010	自然斜面	安後(3)	上勝町		正木	安後					
Ⅱ-5011	自然斜面	安後(4)	上勝町		正木	安後					
Ⅱ-5012	自然斜面	南岡(1)	上勝町		正木	南岡					
Ⅱ-5013	自然斜面	南岡(2)	上勝町		正木	南岡					
Ⅱ-5014	自然斜面	清田(1)	上勝町		正木	清田					
Ⅱ-5015	自然斜面	清田(2)	上勝町		正木	清田					
Ⅱ-5016	自然斜面	西浦(1)	上勝町		正木	西浦					
Ⅱ-5017	自然斜面	西浦(2)	上勝町		正木	西浦					
Ⅱ-5018	自然斜面	西浦(3)	上勝町		正木	西浦					
Ⅱ-5019	自然斜面	西浦(4)	上勝町		正木	西浦					
Ⅱ-5020	自然斜面	平間(1)	上勝町		正木	平間	未指定		未指定		
Ⅱ-5021	自然斜面	平間(2)	上勝町		正木	平間	未指定		未指定		
Ⅱ-5022	自然斜面	寺内	上勝町		正木	寺内					
Ⅱ-5023	自然斜面	六十部	上勝町		正木	六十部					
Ⅱ-5024	自然斜面	棚田	上勝町		正木	棚田					
Ⅱ-5025	自然斜面	イカケ	上勝町		正木	イカケ					
Ⅱ-5026	自然斜面	中津(1)	上勝町		正木	中津					
Ⅱ-5027	自然斜面	中津(2)	上勝町		正木	中津					
Ⅱ-5028	自然斜面	中津(3)	上勝町		正木	中津					
Ⅱ-5029	自然斜面	樋口(1)	上勝町		正木	樋口					
Ⅱ-5030	自然斜面	樋口(2)	上勝町		正木	樋口					
Ⅱ-5031	自然斜面	高野	上勝町		正木	高野					
Ⅱ-5032	自然斜面	田竜津	上勝町		正木	田竜津					
Ⅱ-5033	自然斜面	藪ノ内	上勝町		正木	藪ノ内					
Ⅱ-5034	自然斜面	傍示谷	上勝町		正木	傍示谷					
Ⅱ-5035	自然斜面	杉山(1)	上勝町		正木	杉山					
Ⅱ-5036	自然斜面	杉山(2)	上勝町		正木	杉山					
Ⅱ-5037	自然斜面	地藏堂(1)	上勝町		正木	地藏堂					
Ⅱ-5038	自然斜面	地藏堂(2)	上勝町		正木	地藏堂					
Ⅱ-5039	自然斜面	奥田	上勝町		正木	奥田					
Ⅱ-5040	自然斜面	大屋敷	上勝町		正木	大屋敷					
Ⅱ-5041	自然斜面	古森	上勝町		正木	古森					

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止条例に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※
							警戒区域		特別警戒区域		
			市町村	旧市町村	町・字	小字	指定 年月日	番号	指定 年月日	番号	
Ⅱ-5042	自然斜面	梅本	上勝町		正木	梅本					
Ⅱ-5043	自然斜面	藤内	上勝町		正木	藤内					
Ⅱ-5044	自然斜面	古請	上勝町		正木	古請					
Ⅱ-5045	自然斜面	萱小屋	上勝町		生実	萱小屋					
Ⅱ-5046	自然斜面	百合出尾	上勝町		生実	百合出尾					
Ⅱ-5047	自然斜面	雄中面(1)	上勝町		生実	雄中面					
Ⅱ-5048	自然斜面	雄中面(2)	上勝町		生実	雄中面					
Ⅱ-5049	自然斜面	雄中面(3)	上勝町		生実	雄中面					
Ⅱ-5050	自然斜面	兀石	上勝町		生実	兀石					
Ⅱ-5051	自然斜面	谷口	上勝町		生実	谷口					
Ⅱ-5052	自然斜面	古屋	上勝町		生実	古屋	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
Ⅱ-5053	自然斜面	梅瀬	上勝町		生実	梅瀬	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
Ⅱ-5054	自然斜面	木屋	上勝町		生実	木屋	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
Ⅱ-5055	自然斜面	権ノ太尾	上勝町		生実	権ノ太尾	H21.05.20	310	H21.05.20	311	
Ⅱ-5056	自然斜面	中瀬津(1)	上勝町		生実	中瀬津	H21.05.20	310	H21.05.20	311	
Ⅱ-5057	自然斜面	中瀬津(2)	上勝町		生実	中瀬津	H21.05.20	310	H21.05.20	311	
Ⅱ-5058	自然斜面	西戸越(1)	上勝町		生実	西戸越	H21.05.20	310	H21.05.20	311	
Ⅱ-5059	自然斜面	西戸越(2)	上勝町		生実	西戸越	H21.05.20	310	H21.05.20	311	
Ⅱ-5060	自然斜面	西戸越(3)	上勝町		生実	西戸越	H21.05.20	310	H21.05.20	311	
Ⅱ-5061	自然斜面	西戸越(4)	上勝町		生実	西戸越	H21.05.20	310	H21.05.20	311	
Ⅱ-5062	自然斜面	東戸越(1)	上勝町		生実	東戸越					
Ⅱ-5063	自然斜面	東戸越(2)	上勝町		生実	東戸越	H21.05.20	310	H21.05.20	311	
Ⅱ-5064	自然斜面	檜原(1)	上勝町		生実	檜原					
Ⅱ-5065	自然斜面	檜原(2)	上勝町		生実	檜原					
Ⅱ-5066	自然斜面	松尾(1)	上勝町		生実	松尾					
Ⅱ-5067	自然斜面	松尾(2)	上勝町		生実	松尾					
Ⅱ-5068	自然斜面	松尾(3)	上勝町		生実	松尾					
Ⅱ-5069	自然斜面	福山(1)	上勝町		生実	福山					
Ⅱ-5070	自然斜面	福山(2)	上勝町		生実	福山					
Ⅱ-5071	自然斜面	白鶴	上勝町		生実	白鶴					
Ⅱ-5072	自然斜面	久保(1)	上勝町		生実	久保					
Ⅱ-5073	自然斜面	久保(2)	上勝町		生実	久保					
Ⅱ-5074	自然斜面	久保(3)	上勝町		生実	久保					
Ⅱ-5075	自然斜面	細根	上勝町		生実	細根	H21.05.20	310	H21.05.20	311	
Ⅱ-5076	自然斜面	日ノ浦	上勝町		生実	日ノ浦	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
Ⅱ-5077	自然斜面	上野(1)	上勝町		生実	上野	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
Ⅱ-5078	自然斜面	上野(2)	上勝町		生実	上野	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
Ⅱ-5079	自然斜面	上野(3)	上勝町		生実	上野	H23.03.24	168	H23.03.24	170	上野(2)
Ⅱ-5080	自然斜面	松葉	上勝町		生実	松葉	H23.03.24	168	H23.03.24	170	上野(2)
Ⅱ-5081	自然斜面	奥ノ谷	上勝町		生実	奥ノ谷	H23.03.24	168	H23.03.24	170	

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止条例に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※
							警戒区域		特別警戒区域		
			市町村	旧市町村	町・字	小字	指定 年月日	番号	指定 年月日	番号	
Ⅱ-5082	自然斜面	片山	上勝町		生実	片山	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
Ⅱ-5083	自然斜面	下野	上勝町		生実	下野	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
Ⅱ-5084	自然斜面	南浦(1)	上勝町		生実	南浦	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
Ⅱ-5085	自然斜面	棚ヶ谷	上勝町		生実	棚ヶ谷					
Ⅱ-5086	自然斜面	上日浦(1)	上勝町		福原	上日浦					
Ⅱ-5087	自然斜面	上日浦(2)	上勝町		福原	上日浦					
Ⅱ-5088	自然斜面	上日浦(3)	上勝町		福原	上日浦					
Ⅱ-5089	自然斜面	上日浦(4)	上勝町		福原	上日浦					
Ⅱ-5090	自然斜面	上日浦(5)	上勝町		福原	上日浦					
Ⅱ-5091	自然斜面	上横峯(1)	上勝町		福原	上横峯	H23.03.24	168	H23.03.24	170	上横峯(3)
Ⅱ-5092	自然斜面	上横峯(2)	上勝町		福原	上横峯					
Ⅱ-5093	自然斜面	上横峯	上勝町		福原	上横峯					
Ⅱ-5094	自然斜面	上横峯	上勝町		福原	上横峯					
Ⅱ-5095	自然斜面	上横峯	上勝町		福原	上横峯					
Ⅱ-5096	自然斜面	下横峯(2)	上勝町		福原	下横峯					
Ⅱ-5097	自然斜面	喰田	上勝町		福原	喰田					
Ⅱ-5098	自然斜面	喰田	上勝町		福原	喰田					
Ⅱ-5099	自然斜面	喰田	上勝町		福原	喰田					
Ⅱ-5100	自然斜面	喰田	上勝町		福原	喰田					
Ⅱ-5101	自然斜面	中山(1)	上勝町		福原	中山					
Ⅱ-5102	自然斜面	中山(2)	上勝町		福原	中山					
Ⅱ-5103	自然斜面	中山(3)	上勝町		福原	中山					
Ⅱ-5104	自然斜面	中山	上勝町		福原	中山					
Ⅱ-5105	自然斜面	中山	上勝町		福原	中山					
Ⅱ-5106	自然斜面	古川(1)	上勝町		福原	古川	未指定		未指定		
Ⅱ-5107	自然斜面	古川(2)	上勝町		福原	古川	未指定		未指定		
Ⅱ-5108	自然斜面	古川	上勝町		福原	古川	未指定		未指定		
Ⅱ-5109	自然斜面	川北	上勝町		福原	川北	未指定		未指定		
Ⅱ-5110	自然斜面	平間	上勝町		福原	平間	未指定		未指定		
Ⅱ-5111	自然斜面	月ヶ谷	上勝町		福原	月ヶ谷					
Ⅱ-5112	自然斜面	杉地(1)	上勝町		福原	杉地					
Ⅱ-5113	自然斜面	杉地(2)	上勝町		福原	杉地					
Ⅱ-5114	自然斜面	杉地(3)	上勝町		福原	杉地					
Ⅱ-5115	自然斜面	杉地(4)	上勝町		福原	杉地					
Ⅱ-5116	自然斜面	杉地(5)	上勝町		福原	杉地					
Ⅱ-5117	自然斜面	庵ノ谷	上勝町		福原	庵ノ谷					
Ⅱ-5118	自然斜面	下峯(1)	上勝町		旭	下峯					
Ⅱ-5119	自然斜面	下峯(2)	上勝町		旭	下峯					
Ⅱ-5120	自然斜面	下峯(3)	上勝町		旭	下峯					
Ⅱ-5121	自然斜面	下峯(4)	上勝町		旭	下峯					

箇所 番号	斜面 区分	箇所名	位置				土砂災害防止条例に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※
							警戒区域		特別警戒区域		
			市町村	旧市町村	町・字	小字	指定 年月日	番号	指定 年月日	番号	
Ⅱ-5122	自然斜面	中村	上勝町		旭	中村					
Ⅱ-5123	自然斜面	大平(2)	上勝町		旭	大平					
Ⅱ-5124	自然斜面	大平(3)	上勝町		旭	大平					
Ⅱ-5125	自然斜面	大平(4)	上勝町		旭	大平					
Ⅱ-5126	自然斜面	岡	上勝町		旭	岡					
Ⅱ-5127	自然斜面	藤	上勝町		旭	藤					
Ⅱ-5128	自然斜面	丸山	上勝町		旭	丸山					
Ⅱ-5129	自然斜面	ホテ	上勝町		旭	ホテ					
Ⅱ-5130	自然斜面	上久保	上勝町		旭	上久保					
Ⅱ-5131	自然斜面	川口	上勝町		旭	川口					
Ⅱ-5132	自然斜面	岸ノ下	上勝町		旭	岸ノ下					
Ⅱ-5133	自然斜面	栗尾	上勝町		旭	栗尾					
Ⅱ-5134	自然斜面	和佐尻	上勝町		旭	和佐尻					
Ⅱ-5135	自然斜面	福本	上勝町		旭	福本					
Ⅱ-5136	自然斜面	福本(2)	上勝町		旭	福本					
Ⅱ-5137	自然斜面	福本(3)	上勝町		旭	福本					
Ⅱ-5138	自然斜面	福本(4)	上勝町		旭	福本					
Ⅱ-5139	自然斜面	井の谷	上勝町		旭	井の谷					
Ⅱ-5140	自然斜面	中須	上勝町		旭	中須					
Ⅱ-5141	自然斜面	上菅蔵(1)	上勝町		旭	上菅蔵					
Ⅱ-5142	自然斜面	上菅蔵(2)	上勝町		旭	上菅蔵					
Ⅱ-5143	自然斜面	上菅蔵(3)	上勝町		旭	上菅蔵					
Ⅱ-5144	自然斜面	上菅蔵(4)	上勝町		旭	上菅蔵					
Ⅱ-5145	自然斜面	葛又(1)	上勝町		旭	葛又					
Ⅱ-5146	自然斜面	葛又(2)	上勝町		旭	葛又					
Ⅱ-5147	自然斜面	長川原	上勝町		旭	長川原					
Ⅱ-5148	自然斜面	長川原	上勝町		旭	長川原					
Ⅱ-5149	自然斜面	大栗ノ下(1)	上勝町		旭	大栗ノ下					
Ⅱ-5150	自然斜面	大栗ノ下(2)	上勝町		旭	大栗ノ下					
合計208箇所											

6 土石流危険溪流一覧表

定義

土石流危険溪流Ⅰ 土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等に被害を生ずるおそれがある溪流

土石流危険溪流Ⅱ 土石流発生の危険性があり、1戸以上5戸未満の人家に被害を生ずるおそれがある溪流

(1) 土石流危険溪流Ⅰ

(平成26年1月1日現在)

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要		土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km ²	警戒区域		特別警戒区域		
									指定年月日	番号	指定年月日	番号	
14001	勝浦川	旭川	上峯谷	上勝町		喜田の本	0.09	0.05					
14004	勝浦川	旭川	檜原谷川	上勝町		堂平	1.24	1.94					
14006	勝浦川	旭川	神田谷	上勝町		神田	0.44	0.33					
14007	勝浦川	旭川	野尻谷	上勝町		日浦	0.41	0.89	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
14008	勝浦川	旭川	本地屋南谷	上勝町		下横峯	0.20	0.09	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
14012	勝浦川	勝浦川	肥ノ谷	上勝町		谷口	1.50	0.98	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
14013	勝浦川	勝浦川	檜地谷	上勝町		高畑	0.43	0.11	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
14014	勝浦川	勝浦川	石本南谷	上勝町		木屋	0.80	0.47	H23.03.24	168	H23.03.24	170	
14015	勝浦川	勝浦川	府殿谷	上勝町		中瀬津	0.81	1.77	H21.05.20	310	H21.05.20	311	
14016	勝浦川	勝浦川	落合谷	上勝町		東戸越	0.55	0.56	H18.07.04	780	-	-	
14017	勝浦川	勝浦川	西谷	上勝町		東戸越	0.29	0.11	H18.07.04	780	H21.05.20	311	
14018	勝浦川	勝浦川	カキザコ谷	上勝町		東戸越	0.44	0.21	H18.07.04	780	-	-	
14019	勝浦川	勝浦川	井の谷	上勝町		生実	0.17	0.07					
14024	勝浦川	杉地谷川	棚ヶ谷	上勝町		棚ヶ谷	0.95	0.56					
14026	勝浦川	勝浦川	月ヶ谷谷	上勝町		平間	0.23	0.04					
14032	勝浦川	傍示川	堂久保谷	上勝町		堂久保	0.17	0.39					
14033	勝浦川	傍示川	西峰谷	上勝町		蔭谷	0.15	0.06					
14034	勝浦川	傍示川	傍示谷	上勝町		鶯	1.46	1.62					
14036	勝浦川	傍示川	堂床谷	上勝町		堂床	0.37	0.13					
14037	勝浦川	傍示川	西谷川	上勝町		下池	1.07	0.76					
14038	勝浦川	傍示川	下地小谷	上勝町		下地	0.13	0.02					
14040	勝浦川	傍示川	傍示東谷	上勝町		下地	0.04	0.01					
14043	勝浦川	勝浦川	平間南谷	上勝町		傍示谷	0.08	0.05					
14044	勝浦川	勝浦川	東槻地谷	上勝町		東槻地	0.55	0.30					
14046	勝浦川	勝浦川	杉谷	上勝町		西岡	0.84	0.19					
14048	勝浦川	藤川	平間谷	上勝町		平間	0.12	0.04					
14050	勝浦川	勝浦川	前田谷	上勝町		前田	0.23	0.11					
14051	勝浦川	勝浦川	高野谷	上勝町		高野	0.15	0.05					
合計29													

(2) 土石流危険溪流Ⅱ

(平成26年1月1日現在)

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要		土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km ²	警戒区域		特別警戒区域		
									指定年月日	番号	指定年月日	番号	
24002	勝浦川	旭川	上平谷	上勝町		上平	0.68	0.38					
24003	勝浦川	旭川	木屋谷川	上勝町		木屋谷	0.59	1.07	H18.07.04	780	未指定		
24005	勝浦川	旭川	蔭谷	上勝町		蔭	1.09	0.96					
24009	勝浦川	勝浦川	百合出尾谷	上勝町		百合出尾	0.09	0.06					

溪流番号	溪流名			所在地			溪流概要		土砂災害防止法に基づく 土砂災害警戒区域等の指定				警戒区域名※
	水系名	河川名	溪流名	現市町村名	旧市町村名	町・字	溪流長 km	流域面積km ²	警戒区域		特別警戒区域		
									指定年月日	番号	指定年月日	番号	
24010	勝浦川	勝浦川	川西北谷	上勝町		川西	0.15	0.09					
24011	勝浦川	勝浦川	傍示下平谷	上勝町		下平	0.27	0.14					
24020	勝浦川	勝浦川	福原西谷	上勝町		川北	0.23	0.10					
24021	勝浦川	杉地谷川	出口谷	上勝町		杉地	0.58	0.19					
24022	勝浦川	杉地谷川	笹山谷	上勝町		杉地	0.11	0.07					
24023	勝浦川	杉地谷川	庵の谷	上勝町		庵谷	0.58	0.29					
24025	勝浦川	勝浦川	王子東谷	上勝町		川北	0.09	0.04					
24027	勝浦川	勝浦川	日浦南谷	上勝町		上日浦	0.08	0.04					
24028	勝浦川	勝浦川	上日浦谷	上勝町		上日浦	0.53	0.23					
24029	勝浦川	傍示川	手水南谷	上勝町		小松	0.14	0.19					
24030	勝浦川	傍示川	手水谷	上勝町		小松	0.29	0.25					
24031	勝浦川	傍示川	呼谷	上勝町		小松	0.08	0.07					
24035	勝浦川	勝浦川	鶯谷	上勝町		鶯	0.73	0.51					
24039	勝浦川	傍示川	東峰谷	上勝町		下地	0.10	0.03					
24041	勝浦川	勝浦川	柳谷	上勝町		上日浦	0.98	0.90					
24042	勝浦川	勝浦川	正木南谷	上勝町		柳谷	0.25	0.06					
24045	勝浦川	勝浦川	西槻地谷	上勝町		西槻地	0.75	0.25					
24047	勝浦川	藤川	中津賀谷	上勝町		西内	0.13	0.03					
24049	勝浦川	勝浦川	作道谷	上勝町		作 ^り 道	0.33	0.13					
合計23箇所													

〈土石流対策雨量基準〉

	警戒雨量	危険雨量
連続雨量	200mm以上	300mm以上
日量	150mm以上	200mm以上
6時間量	120mm以上	180mm以上
4時間量	100mm以上	150mm以上
2時間量	70mm以上	100mm以上
1時間量	50mm以上	60mm以上

7 土砂災害警戒区域等一覧表

(1) 急傾斜地の崩壊

(令和2年3月31日現在)

危険箇所番号 箇所番号	所在地			区域の名称	土砂災害の発生源となる 自然現象種類	警戒区域告示 年月日	番号	特別警戒区域告示 年月日	番号	区域図
	郡・市	町・村	字							
I-1312	勝浦郡	上勝町	生実字戸越	戸越	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311	区域図
I-1316	勝浦郡	上勝町	生実字中瀬津・ 井ノ岡	中瀬津	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311	区域図
I-1317	勝浦郡	上勝町	生実字府殿	府殿	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311	区域図
II-5058	勝浦郡	上勝町	生実字西戸越	西戸越(1)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311	区域図
II-5059	勝浦郡	上勝町	生実字西戸越	西戸越(2)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311	区域図
II-5060	勝浦郡	上勝町	生実字西戸越	西戸越(3)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311	区域図
II-5061	勝浦郡	上勝町	生実字西戸越	西戸越(4)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311	区域図
II-5063	勝浦郡	上勝町	生実字東戸越	東戸越(2)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311	区域図
II-5055	勝浦郡	上勝町	生実字椎ノ太尾	椎ノ太尾	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311	区域図
II-5056	勝浦郡	上勝町	生実字中瀬津	中瀬津(1)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311	区域図
II-5057	勝浦郡	上勝町	生実字中瀬津	中瀬津(2)	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311	区域図
II-5075	勝浦郡	上勝町	生実字細根	細根	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311	区域図
I-1314	勝浦郡	上勝町	生実字高畑	高畑(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170	区域図
I-1315	勝浦郡	上勝町	生実字高畑	高畑(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170	区域図
I-1318	勝浦郡	上勝町	生実字下野	下野上	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170	区域図
I-1319 II-5083	勝浦郡	上勝町	生実字下野	下野	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170	区域図
II-5052	勝浦郡	上勝町	生実字梅瀬	梅瀬	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170	区域図
II-5053	勝浦郡	上勝町	生実字古屋	古屋	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170	区域図
II-5054	勝浦郡	上勝町	生実字木屋	木屋	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170	区域図
II-5076	勝浦郡	上勝町	生実字日ノ浦	日ノ浦	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170	区域図
II-5077	勝浦郡	上勝町	生実字上野	上野(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170	区域図
II-5078 II-5079 II-5080	勝浦郡	上勝町	生実字上野	上野(2)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170	区域図
II-5081	勝浦郡	上勝町	生実字奥谷	奥ノ谷	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170	区域図
II-5082	勝浦郡	上勝町	生実字片山	片山	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170	区域図
II-5084	勝浦郡	上勝町	生実字南浦	南浦(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170	区域図
I-1308	勝浦郡	上勝町	傍示字宮ノ久保	宮ノ久保	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170	区域図
I-1323	勝浦郡	上勝町	福原字川北	上勝落合	急傾斜地の崩壊	H21.5.20	310	H21.5.20	311	区域図
I-1324	勝浦郡	上勝町	福原字下横峯	下横峯(1)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170	区域図
II-5091	勝浦郡	上勝町	福原字下横峯	下横峯(3)	急傾斜地の崩壊	H23.3.24	168	H23.3.24	170	区域図
I-1307 II-4993	勝浦郡	上勝町	傍示字下地	傍示	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165	区域図
I-1326	勝浦郡	上勝町	福原字平間	福原平間(1)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165	区域図
II-4990	勝浦郡	上勝町	傍示字下地	下地(1)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165	区域図
II-4991	勝浦郡	上勝町	傍示字下地	下地(2)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165	区域図
II-4992	勝浦郡	上勝町	傍示字下地	下地(3)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165	区域図
II-5106	勝浦郡	上勝町	福原字古川	古川(1)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165	区域図
II-5107	勝浦郡	上勝町	福原字古川	古川(2)	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165	区域図
II-5108	勝浦郡	上勝町	福原字古川	古川	急傾斜地の崩壊	H25.3.29	164	H25.3.29	165	区域図

危険箇所番号 箇所番号	所在地			区域の名称	土砂災害の発生因となる 自然現象種類	警戒区域告示 年月日	番号	特別警戒区域告示 年月日	番号	区域図
	郡・市	町・村	字							
Ⅱ-5109	勝浦郡	上勝町	福原字川北	川北	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 29	164	H25. 3. 29	165	区域図
Ⅱ-5110	勝浦郡	上勝町	福原字平間	福原平間(2)	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 29	164	H25. 3. 29	165	区域図
I-1309	勝浦郡	上勝町	生実字影	影	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
I-1310	勝浦郡	上勝町	旭字岩屋坂、神田	神田	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
I-1320	勝浦郡	上勝町	生実字檜原、亀田	檜原	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
Ⅱ-5064	勝浦郡	上勝町	生実字徳山	檜原(1)	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
Ⅱ-5065	勝浦郡	上勝町	生実字松尾、徳山	檜原(2)	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
I-1327	勝浦郡	上勝町	旭字大平	大平(1)	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
I-1328	勝浦郡	上勝町	旭字堂平	大平(2)	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
Ⅱ-5124	勝浦郡	上勝町	旭字堂平	大平(3)	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
Ⅱ-5125	勝浦郡	上勝町	旭字大平	大平(4)	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
Ⅱ-5123	勝浦郡	上勝町	旭字大平	大平(5)	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	—	—	
I-1329	勝浦郡	上勝町	旭字中村	中村(1)	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
Ⅱ-5122	勝浦郡	上勝町	旭字中村	中村	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
I-1330	勝浦郡	上勝町	旭字中村	中央	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
I-1331	勝浦郡	上勝町	旭字下管蔵	管蔵	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
Ⅱ-5141	勝浦郡	上勝町	旭字上管蔵	上管蔵(1)	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
Ⅱ-5142	勝浦郡	上勝町	旭字上管蔵	上管蔵(2)	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
Ⅱ-5143	勝浦郡	上勝町	旭字上管蔵	上管蔵(3)	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
Ⅱ-5144	勝浦郡	上勝町	旭字上管蔵	上管蔵(4)	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
Ⅱ-5067	勝浦郡	上勝町	生実字松尾、 竹ノ前	松尾(2)	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
Ⅱ-5068	勝浦郡	上勝町	生実字松尾、 竹ノ前	松尾(3)	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
Ⅱ-5069	勝浦郡	上勝町	生実字福山	福山(1)	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
Ⅱ-5071	勝浦郡	上勝町	生実字白鶴	白鶴	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
Ⅱ-5072	勝浦郡	上勝町	生実字久保	久保(1)	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
Ⅱ-5073	勝浦郡	上勝町	生実字久保	久保(2)	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
Ⅱ-5074	勝浦郡	上勝町	生実字久保	久保(3)	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
Ⅱ-5128	勝浦郡	上勝町	旭字丸山	丸山	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
I-1322	勝浦郡	上勝町	福原字川北	川北(1)	急傾斜地の崩壊	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
Ⅱ-5020	勝浦郡	上勝町	正木字平間	正木字平間(1)	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 29	164	H25. 3. 29	165	
Ⅱ-5021	勝浦郡	上勝町	正木字平間	正木字平間(2)	急傾斜地の崩壊	H25. 3. 29	164	H25. 3. 29	165	
I-1295	勝浦郡	上勝町	正木字寺内、中津	寺内(1)	急傾斜地の崩壊	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78	
I-1296	勝浦郡	上勝町	正木字寺内	藤川	急傾斜地の崩壊	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78	
I-1297	勝浦郡	上勝町	正木字西岡、西内	中津賀	急傾斜地の崩壊	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78	
I-1298	勝浦郡	上勝町	正木字中尾	西中	急傾斜地の崩壊	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78	
I-1299	勝浦郡	上勝町	正木字西浦、清田	西浦	急傾斜地の崩壊	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78	
I-1300	勝浦郡	上勝町	正木字平間、寺内	平間上	急傾斜地の崩壊	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78	
I-1301	勝浦郡	上勝町	正木字平間	平間下	急傾斜地の崩壊	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78	
Ⅱ-4994	勝浦郡	上勝町	正木字西内、中尾	西中(1)	急傾斜地の崩壊	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78	
Ⅱ-4995	勝浦郡	上勝町	正木字西内、中尾	西中(2)	急傾斜地の崩壊	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78	
Ⅱ-5001	勝浦郡	上勝町	正木字中尾	中尾	急傾斜地の崩壊	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78	
Ⅱ-4997	勝浦郡	上勝町	正木字中尾、西浦	中尾(1)	急傾斜地の崩壊	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78	
Ⅱ-4998	勝浦郡	上勝町	正木字西浦	中尾(2)	急傾斜地の崩壊	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78	

危険箇所番号 箇所番号	所在地			区域の名称	土砂災害の発生因となる 自然現象種類	警戒区域告示 年月日	番号	特別警戒区域告示 年月日	番号	区域図
	郡・市	町・村	字							
Ⅱ-4999	勝浦郡	上勝町	正木字中尾	中尾(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5000	勝浦郡	上勝町	正木字中尾	中尾(4)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-4996	勝浦郡	上勝町	正木字中尾	中尾(5)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5002	勝浦郡	上勝町	正木字東槻地	槻地(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5003	勝浦郡	上勝町	正木字東槻地、 西槻地	槻地(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5004	勝浦郡	上勝町	正木字東槻地	槻地(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5005	勝浦郡	上勝町	正木字西槻地	西内	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5006	勝浦郡	上勝町	正木字西槻地	西槻地(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5007	勝浦郡	上勝町	正木字西槻地、 東槻地	西槻地	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5008	勝浦郡	上勝町	正木字安後、 棚田、西岡	安後(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5009	勝浦郡	上勝町	正木字安後	安後(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5010	勝浦郡	上勝町	正木字安後	安後(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5011	勝浦郡	上勝町	正木字安後	安後(4)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5013	勝浦郡	上勝町	正木字南岡	南岡(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5015	勝浦郡	上勝町	正木字清田、西浦	清田(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5016	勝浦郡	上勝町	正木字西浦、清田	西浦(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5017	勝浦郡	上勝町	正木字西浦	西浦(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5018	勝浦郡	上勝町	正木字西浦	西浦(3)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5019	勝浦郡	上勝町	正木字西浦	西浦(4)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5022	勝浦郡	上勝町	正木字中津、寺内	寺内	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5023	勝浦郡	上勝町	正木字六十ブ	六十部	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5024	勝浦郡	上勝町	正木字棚田、 六十ブ	棚田	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5026	勝浦郡	上勝町	正木字中津、寺内	中津(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5037	勝浦郡	上勝町	正木字地藏堂	地藏堂(1)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5038	勝浦郡	上勝町	正木字地藏堂	地藏堂(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5039	勝浦郡	上勝町	正木字堀切、 大屋敷	奥田	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5040	勝浦郡	上勝町	正木字杉はで、 大屋敷	大屋敷	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5041	勝浦郡	上勝町	正木字古森、奥田	古森	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5042	勝浦郡	上勝町	正木字杉はで、 奥田	梅本	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5043	勝浦郡	上勝町	正木字藤ノ内、 杉山、藤六	藤内	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
Ⅱ-5044	勝浦郡	上勝町	正木字藤六、 藤ノ内、古請	古請	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
危険箇所番号 なし	勝浦郡	上勝町	正木字傍示谷	傍示谷	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
危険箇所番号 なし	勝浦郡	上勝町	正木字古森	古森(2)	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
危険場所番号 なし	勝浦郡	上勝町	正木字堀切	堀切	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	H29.2.21	78	
危険箇所番号 なし	勝浦郡	上勝町	正木字藤ノ内	藤ノ内	急傾斜地の崩壊	H29.2.21	77	—	—	

危険箇所番号 箇所番号	所在地			区域の名称	土砂災害の発生因となる 自然現象種類	警戒区域告示 年月日	番号	特別警戒区域告示 年月日	番号	区域図
	郡・市	町・村	字							
番号なし	勝浦郡	上勝町	正木字西内	西内（２）	急傾斜地の崩壊	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78	
番号なし	勝浦郡	上勝町	正木字西浦	西浦（５）	急傾斜地の崩壊	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78	
I-1325	勝浦郡	上勝町	福原字上横峯	上横峯（２）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5035	勝浦郡	上勝町	福原字棚ヶ谷	棚ヶ谷	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5092	勝浦郡	上勝町	福原字上横峯	上横峯（１）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5093	勝浦郡	上勝町	福原字上横峯	上横峯（３）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5094	勝浦郡	上勝町	福原字上横峯	上横峯（４）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5095	勝浦郡	上勝町	福原字古川	上横峯（５）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5096	勝浦郡	上勝町	福原字下横峯	下横峯（２）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5097	勝浦郡	上勝町	福原字棚ヶ谷、 庵の谷	喰田（１）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5098	勝浦郡	上勝町	福原字喰田	喰田（２）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5099	勝浦郡	上勝町	福原字棚ヶ谷、 庵の谷	喰田（３）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5100	勝浦郡	上勝町	福原字庵の谷	喰田（４）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5101	勝浦郡	上勝町	福原字中山	中山（１）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5102	勝浦郡	上勝町	福原字中山	中山（２）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5103	勝浦郡	上勝町	福原字中山	中山（３）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5104	勝浦郡	上勝町	福原字中山	中山（４）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5105	勝浦郡	上勝町	福原字中山	中山（５）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5112	勝浦郡	上勝町	福原字杉地	杉地（１）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5113	勝浦郡	上勝町	福原字杉地	杉地（２）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5114	勝浦郡	上勝町	福原字杉地	杉地（３）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5115	勝浦郡	上勝町	福原字杉地	杉地（４）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5116	勝浦郡	上勝町	福原字杉地	杉地（５）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5117	勝浦郡	上勝町	福原字庵の谷	庵の谷	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5126	勝浦郡	上勝町	旭字岡	岡	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5127	勝浦郡	上勝町	旭字蔭	蔭	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5140	勝浦郡	上勝町	旭字中須、 大栗ノ下	中須	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5149	勝浦郡	上勝町	旭字中須、 大栗ノ下	大栗ノ下	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5150	勝浦郡	上勝町	旭字大栗ノ下	大栗ノ下（２）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
番号なし	勝浦郡	上勝町	福原字平間	福原平間（３）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
I-1321	勝浦郡	上勝町	福原字下日浦・ 上日浦	下日浦	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5086	勝浦郡	上勝町	福原字上日浦・ 下日浦	上日浦（１）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5087	勝浦郡	上勝町	福原字上日浦・ 下日浦	上日浦（２）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5088	勝浦郡	上勝町	福原字上日浦	上日浦（３）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5089	勝浦郡	上勝町	福原字上日浦	上日浦（４）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5111	勝浦郡	上勝町	福原字月ヶ谷	月ヶ谷	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
II-5090	勝浦郡	上勝町	大字福原字上日 浦	上日浦（５）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
番号なし	勝浦郡	上勝町	福原字下日浦	下日浦（２）	急傾斜地の崩壊	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	

危険箇所番号 箇所番号	所在地			区域の名称	土砂災害の発生因となる 自然現象種類	警戒区域告示 年月日	番号	特別警戒区域告示 年月日	番号	区域図
	郡・市	町・村	字							
危険箇所番号 なし	勝浦郡	上勝町	福原字上日浦・ 下日浦	上日浦（４）	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	
I-1332	勝浦郡	上勝町	旭字東浦・灰谷・ 岡ノ花・福本	市宇	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	
I-1333	勝浦郡	上勝町	旭字八重地	八重地	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	
I-1334	勝浦郡	上勝町	旭字暮又	暮又	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	
II-5119	勝浦郡	上勝町	旭字下峯	下峯（２）	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	
II-5120	勝浦郡	上勝町	旭字下峯	下峯（３）	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	
II-5121	勝浦郡	上勝町	旭字下峯	下峯（４）	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	
II-5129	勝浦郡	上勝町	旭字八重地	ホテ	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	
II-5130	勝浦郡	上勝町	旭字八重地	上久保	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	
II-5131	勝浦郡	上勝町	旭字川口	川口	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	
II-5132	勝浦郡	上勝町	旭字川口	岸ノ下	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	
II-5134	勝浦郡	上勝町	旭字和佐尻	和佐尻	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	
II-5135	勝浦郡	上勝町	旭字井ノ谷	福本	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	
II-5136	勝浦郡	上勝町	旭字福本、宮崎	福本（２）	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	
II-5137	勝浦郡	上勝町	旭字東浦	福本（３）	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	
II-5138	勝浦郡	上勝町	旭字長川原	福本（４）	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	
II-5139	勝浦郡	上勝町	旭字井ノ谷	井ノ谷	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	
II-5145	勝浦郡	上勝町	旭字暮又	暮又（１）	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	
II-5146	勝浦郡	上勝町	旭字暮又	暮又（２）	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	
II-5147	勝浦郡	上勝町	旭字長川原	長川原	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	
II-5148	勝浦郡	上勝町	旭字長川原	長川原（２）	急傾斜地の崩壊	H30.1.26	43	H30.1.26	44	
II-4955	勝浦郡	上勝町	傍示字堂床、小松	堂床（１）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-4962	勝浦郡	上勝町	傍示字手水、堂床	手水（１）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-4963	勝浦郡	上勝町	傍示字堂床	手水（２）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-4964	勝浦郡	上勝町	傍示字堂床	手水（３）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-4965	勝浦郡	上勝町	傍示字手水、 宮太尾	手水（４）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-4966	勝浦郡	上勝町	傍示字手水	手水（５）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-4967	勝浦郡	上勝町	傍示字宮太尾	手水（６）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-4968	勝浦郡	上勝町	傍示字手水	手水（７）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-4975	勝浦郡	上勝町	傍示字小松、 堂久保	小松（１）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-4976	勝浦郡	上勝町	傍示字小松、 手水、堂久保	小松（２）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-4977	勝浦郡	上勝町	傍示字小松、 堂久保	小松（３）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-4978	勝浦郡	上勝町	傍示字小松	小松（４）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-4979	勝浦郡	上勝町	傍示字小松、 仁儀、下地	小松（５）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-4980	勝浦郡	上勝町	傍示字小松、下地	小松（６）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-4981	勝浦郡	上勝町	傍示字堂久保、 西峯	堂久保（１）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-4982	勝浦郡	上勝町	傍示字堂久保	堂久保（２）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-4983	勝浦郡	上勝町	傍示字堂久保、 西峯	堂久保（３）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-4984	勝浦郡	上勝町	傍示字堂久保	堂久保（４）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	

危険箇所番号 箇所番号	所在地			区域の名称	土砂災害の発生因となる 自然現象種類	警戒区域告示 年月日	番号	特別警戒区域告示 年月日	番号	区域図
	郡・市	町・村	字							
Ⅱ-4985	勝浦郡	上勝町	傍示字堂久保、 西峯	堂久保	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-4986	勝浦郡	上勝町	傍示字堂久保、 西峯、下地、小松	堂久保（5）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-4987	勝浦郡	上勝町	傍示字西峯	西峯（1）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-4988	勝浦郡	上勝町	傍示字西峯、 堂久保	西峯（2）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-4989	勝浦郡	上勝町	傍示字西峯、下地	西谷	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
危険箇所番号 なし	勝浦郡	上勝町	傍示字下地	下地（4）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅰ-1302	勝浦郡	上勝町	傍示字鶯、 堂床、仁儀	鶯下	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-4943	勝浦郡	上勝町	傍示字鶯	鶯（1）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-4944	勝浦郡	上勝町	傍示字鶯	鶯（2）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-4945	勝浦郡	上勝町	傍示字鶯	鶯（3）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-4946	勝浦郡	上勝町	傍示字鶯	鶯（4）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-4947	勝浦郡	上勝町	傍示字鶯	鶯（5）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-4948	勝浦郡	上勝町	傍示字仁儀 正木字南岡	鶯（6）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-4949	勝浦郡	上勝町	傍示字鶯、仁儀	鶯上（1）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-4950	勝浦郡	上勝町	傍示字鶯	鶯上（2）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-4956	勝浦郡	上勝町	傍示字堂床、小松	堂床（2）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-4957	勝浦郡	上勝町	傍示字堂床	堂床（3）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-4958	勝浦郡	上勝町	傍示字堂床	堂床（4）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-4959	勝浦郡	上勝町	傍示字堂床、鶯	堂床（5）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-4960	勝浦郡	上勝町	傍示字堂床、鶯	堂床（6）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-4961	勝浦郡	上勝町	傍示字堂床、 小松、仁儀	堂床（7）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-4969	勝浦郡	上勝町	傍示字仁儀、堂床	仁儀（1）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-4970	勝浦郡	上勝町	傍示字仁儀	仁儀（2）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-5014	勝浦郡	上勝町	傍示字下地、仁儀 正木字清田	清田（1）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-5036	勝浦郡	上勝町	正木字杉山	杉山（2）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅰ-1294	勝浦郡	上勝町	正木字作り道、 前田	作り道	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅰ-1311	勝浦郡	上勝町	正木字前田・高野	福川	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-5025	勝浦郡	上勝町	正木字イカケ	イカケ	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-5029	勝浦郡	上勝町	正木字作り道、 イカケ	作り道（1）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-5030	勝浦郡	上勝町	正木字樋口、 イカケ、作り道	樋口（2）	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-5031	勝浦郡	上勝町	正木字高野	高野※	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221			
Ⅱ-5032	勝浦郡	上勝町	正木字田龍津	田龍津	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅱ-5033	勝浦郡	上勝町	正木字藪ノ内・ 山本・棟平	藪ノ内	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
危険箇所番号 なし	勝浦郡	上勝町	正木字山本・棟平	山本	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
Ⅰ-1303	勝浦郡	上勝町	傍示字下平・ 梅木・宮太尾	下平	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	

危険箇所番号 箇所番号	所在地			区域の名称	土砂災害の発生因となる 自然現象種類	警戒区域告示 年月日	番号	特別警戒区域告示 年月日	番号	区域図
	郡・市	町・村	字							
I-1304	勝浦郡	上勝町	傍示字梅木・ 下平・川西	梅木(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
I-1305	勝浦郡	上勝町	傍示字日浦・川西	日浦(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
I-1306	勝浦郡	上勝町	生実字百合出尾・ 松畑	大北	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
I-1313	勝浦郡	上勝町	生実字谷口・ 位宝滝	谷口(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-4951	勝浦郡	上勝町	傍示字川西	川西	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-4952	勝浦郡	上勝町	傍示字日浦	日浦(4)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-4954	勝浦郡	上勝町	傍示字日浦	日浦(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-4971	勝浦郡	上勝町	傍示字宮太尾・ 手水	宮太尾	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-4972	勝浦郡	上勝町	傍示字宮太尾	宮太尾(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-4974	勝浦郡	上勝町	傍示字下平・梅木	梅木	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-5027	勝浦郡	上勝町	正木字中津・ 傍示谷	中津(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-5028	勝浦郡	上勝町	正木字中津	中津(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-5034	勝浦郡	上勝町	正木字傍示谷・ 平間	傍示谷	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-5045	勝浦郡	上勝町	生実字萱木屋	萱木屋	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-5046	勝浦郡	上勝町	生実字百合出尾	百合出尾	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-5047	勝浦郡	上勝町	生実字雄中面 (1)	雄中面(1)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-5048	勝浦郡	上勝町	生実字雄中面	雄中面(2)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-5049	勝浦郡	上勝町	生実字雄中面	雄中面(3)	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-5051	勝浦郡	上勝町	生実字谷口	谷口	急傾斜地の崩壊	H30.3.29	221	H30.3.29	222	
II-5062	勝浦郡	上勝町	生実字東戸越	東戸越(1)	急傾斜地の崩壊	R1.9.24	396	R1.9.24	398	
合計 247 箇所										

(2) 土石流

危険箇所番 号 箇所番号	所在地			区域の名称	土砂災害の発生因となる 自然現象種類	警戒区域告示 年月日	番号	特別警戒区域告示 年月日	番号	区域図
	郡・市	町・村	字							
14015	勝浦郡	上勝町	生実字中瀬津	府殿谷	土石流	H21.5.20	310	H21.5.20	311	区域図
14016	勝浦郡	上勝町	生実字東戸越	落合谷	土石流	H18.7.4	780	—	—	区域図
14017	勝浦郡	上勝町	生実字東戸越	西谷	土石流	H18.7.4	780	H21.5.20	311	区域図
14018	勝浦郡	上勝町	生実字東戸越	カキザコ谷	土石流	H18.7.4	780	—	—	区域図
14007	勝浦郡	上勝町	生実字影	野尻谷	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170	区域図
14012	勝浦郡	上勝町	生実字谷口	肥ノ谷	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170	区域図
14013	勝浦郡	上勝町	生実字高畑	イジノ谷	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170	区域図
14014	勝浦郡	上勝町	生実字木屋	櫻地谷	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170	区域図
14008	勝浦郡	上勝町	福原字下横峯	木地屋南谷	土石流	H23.3.24	168	H23.3.24	170	区域図
24005	勝浦郡	上勝町	旭字蔭	蔭谷	土石流	H18.7.4	780	H28.3.31	231	区域図
14026	勝浦郡	上勝町	福原字平間	月ヶ谷谷	土石流	H25.3.29	164	H25.3.29	165	区域図
14037	勝浦郡	上勝町	傍示字下地	西谷川	土石流	H25.3.29	164	H25.3.29	165	区域図
14038	勝浦郡	上勝町	傍示字下地	下地小谷	土石流	H25.3.29	164	H25.3.29	165	区域図
14040	勝浦郡	上勝町	傍示字下地	傍示東谷	土石流	H25.3.29	164	H25.3.29	165	区域図
14048	勝浦郡	上勝町	正木字平間	平間谷	土石流	H25.3.29	164	H25.3.29	165	区域図
24039	勝浦郡	上勝町	傍示字下地	東峰谷	土石流	H25.3.29	164	H25.3.29	165	区域図

14004	勝浦郡	上勝町	旭字堂平	檜原谷川	土石流	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
14006	勝浦郡	上勝町	旭字大平、岩屋坂、 神田、堂平	神田谷	土石流	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
14019	勝浦郡	上勝町	生実字片山	井の谷	土石流	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
24025	勝浦郡	上勝町	福原字川北	王子東谷	土石流	H28. 3. 31	230	H28. 3. 31	231	
14044	勝浦郡	上勝町	正木	東槻地	土石流	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78	
14045	勝浦郡	上勝町	正木	杉谷	土石流	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78	
24041	勝浦郡	上勝町	正木字大屋敷、 古森、堀切、奥田、 地藏堂、梅ノ本、 丸山、藤ノ内、 藤六、古請	柳谷	土石流	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78	
24042	勝浦郡	上勝町	正木字地藏堂、 梅ノ本、丸山	正木南谷	土石流	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78	
24045	勝浦郡	上勝町	正木	西槻地谷	土石流	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78	
24047	勝浦郡	上勝町	正木	中津賀谷	土石流	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78	
危険箇所番号なし	勝浦郡	上勝町	正木字中尾、 六十ブ	かじや谷	土石流	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78	
危険箇所番号なし	勝浦郡	上勝町	正木字西内、西岡、 中尾、六十ブ	椎地谷	土石流	H29. 2. 21	77	H29. 2. 21	78	
14024	勝浦郡	上勝町	福原字棚ヶ谷	棚ヶ谷	土石流	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
24003	勝浦郡	上勝町	旭字大栗ノ下、 苅揃、木屋谷	木屋谷川	土石流	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
24021	勝浦郡	上勝町	福原字杉地	出口谷	土石流	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
24022	勝浦郡	上勝町	福原字杉地	笹山谷	土石流	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
24023	勝浦郡	上勝町	福原字庵の谷	庵の谷	土石流	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
24028	勝浦郡	上勝町	福原字上日浦	上日浦	土石流	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
危険箇所番号なし	勝浦郡	上勝町	福原字下日浦、 上日浦	下日浦谷	土石流	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
危険箇所番号なし	勝浦郡	上勝町	福原字下日浦	日比ヶ谷	土石流	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
14001	勝浦郡	上勝町	旭字八重地	上峰谷	土石流	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
24002	勝浦郡	上勝町	旭字上平	上平谷	土石流	H30. 1. 26	43	H30. 1. 26	44	
14032	勝浦郡	上勝町	傍示字西峯、堂久保、 小松、下地	堂久保谷	土石流	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222	
14033	勝浦郡	上勝町	傍示字西峯、堂久保、 小松、下地	西峯谷	土石流	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222	
24029	勝浦郡	上勝町	傍示字手水、 堂久保、小松	手水南谷	土石流	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222	
24030	勝浦郡	上勝町	傍示字手水、堂床、 堂久保、小松	手水谷	土石流	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222	
24031	勝浦郡	上勝町	傍示字小松、 堂久保	坪谷	土石流	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222	
14034	勝浦郡	上勝町	傍示字谷内、 堂床、鶯、仁儀	傍示川	土石流	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222	
14036	勝浦郡	上勝町	傍示字堂床、小松	堂床谷	土石流	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222	
24035	勝浦郡	上勝町	傍示字鶯、仁儀	鶯谷	土石流	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222	
危険箇所番号なし	勝浦郡	上勝町	傍示字下地、 仁儀、小松	仁儀谷	土石流	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222	
14050	勝浦郡	上勝町	正木字作り道、 前田	前田谷	土石流	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222	

14051	勝浦郡	上勝町	正木字前田、高野	高野谷	土石流	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222	
24049	勝浦郡	上勝町	正木字作り道、 前田	作道谷	土石流	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222	
14043	勝浦郡	上勝町	正木字傍示谷	平間南谷	土石流	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222	
24011	勝浦郡	上勝町	傍示字下平、 宮太尾	傍示下平谷、 宮太尾	土石流	H30. 3. 29	221	H30. 3. 29	222	
合計 52箇所										

8 砂防指定地一覧

(令和4年3月31日現在)

番号	所在地		水系名	幹川名	溪流名	告示 年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)	備考
	現市町村名	旧市町村名							
1	上勝町		勝浦川	勝浦川	勝浦川	S22. 12. 29	397	5. 5000	
2	上勝町		勝浦川	勝浦川	勝浦川	S24. 4. 2	260	17. 2000	
3	上勝町		勝浦川	勝浦川	勝浦川	S25. 9. 16	1074	0. 6100	
4	上勝町		勝浦川	勝浦川	本谷川	S26. 2. 12	64	1. 6700	
5	上勝町		勝浦川	勝浦川	本谷川	S27. 8. 8	1112	1. 0400	
6	上勝町		勝浦川	勝浦川	勝浦川	S29. 3. 29	283	2. 2300	
7	上勝町		勝浦川	旭川	檜原谷	S34. 12. 14	2459	1. 1500	
8	上勝町		勝浦川	勝浦川	勝浦川	S34. 12. 14	2459	2. 3200	
9	上勝町		勝浦川	勝浦川	勝浦川	S35. 8. 29	1830	3. 6000	
10	上勝町		勝浦川	勝浦川	旭川	S37. 6. 19	1414	2. 0500	
11	上勝町		勝浦川	勝浦川	釜谷	S41. 7. 26	2350	10. 1400	
12	上勝町		勝浦川	勝浦川	勝浦川	S47. 8. 2	1335	15. 0000	
13	上勝町		勝浦川	旭川	檜原谷	S51. 9. 24	1299	0. 9000	
14	上勝町		勝浦川	勝浦川	勝浦川	S53. 1. 23	50	16. 0000	
15	上勝町		勝浦川	杉地谷	杉地谷	S54. 1. 27	95	16. 2000	
16	上勝町		勝浦川	旭川	檜原谷	S59. 3. 29	758	0. 7500	
17	上勝町		勝浦川	旭川	竜谷	S61. 12. 26	2004	1. 5600	
18	上勝町		勝浦川	勝浦川	西谷	H10. 3. 11	531	11. 1300	
19	上勝町		勝浦川	勝浦川	カキザコ谷	H10. 7. 16	1484	2. 9600	
20	上勝町		勝浦川	勝浦川	落合谷	H12. 5. 16	1324	0. 5300	
21	上勝町		勝浦川	旭川	蔭谷	H14. 3. 7	155	1. 0600	
22	上勝町		勝浦川	勝浦川	落合谷	H14. 3. 7	155	0. 9400	
23	上勝町		勝浦川	旭川	北谷川	H15. 1. 10	29	3. 6400	
24	上勝町		勝浦川	旭川	檜原谷	H18. 9. 27	1141	1. 5268	
25	上勝町		勝浦川	勝浦川	イジノ谷	H23. 6. 16	658	13. 5459	
合計25箇所									

9 山地に起因する災害危険地区一覧表

(1) 山腹崩壊危険地区

(令和4年3月31日現在)

番号	山腹崩壊危険地区名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
1	割谷	勝浦郡	上勝町	殿川内	14.00
2	西中谷	勝浦郡	上勝町	殿川内16-2	83.00
3	大檜	勝浦郡	上勝町	大檜	24.00
4	雄中面	勝浦郡	上勝町	雄中面	19.00
5	若木	勝浦郡	上勝町	南浦23	1.00
6	檜原	勝浦郡	上勝町	檜原144	4.00
7	茶蔵本	勝浦郡	上勝町	茶蔵本17	6.00
8	川口	勝浦郡	上勝町	川口25	4.00
9	管蔵	勝浦郡	上勝町	上管蔵	8.00
10	中須	勝浦郡	上勝町	中須	2.00
11	木屋谷	勝浦郡	上勝町	中尾4-51	6.00
12	横峯	勝浦郡	上勝町	横峯	42.00
13	平間	勝浦郡	上勝町	平間111	9.00
14	堂久保	勝浦郡	上勝町	堂久保	8.00
15	下地1	勝浦郡	上勝町	下地	11.00
16	下地2	勝浦郡	上勝町	下地186-1	6.00
17	下地3	勝浦郡	上勝町	下地26-2	3.00
18	中津	勝浦郡	上勝町	中津	4.00
19	北若木	勝浦郡	上勝町	若木34-2	1.00
20	市宇	勝浦郡	上勝町	市宇	6.00
21	梅ノ木	勝浦郡	上勝町	梅ノ木	2.40
22	愛宕西	勝浦郡	上勝町	愛宕西	3.00
23	川北	勝浦郡	上勝町	川北	26.90
24	樋口	勝浦郡	上勝町	樋口38-1	8.00
25	南山	勝浦郡	上勝町	南山	90.92
26	藪ノ内	勝浦郡	上勝町	山本5-1	2.00
合計26地区					394.22

(2) 崩壊土砂流出危険地区

(令和4年3月31日現在)

番号	崩壊危険地区名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
1	殿川内	勝浦郡	上勝町	殿川内	14.40
2	ふいご谷	勝浦郡	上勝町	殿川内21	2.25
3	殿川内東	勝浦郡	上勝町	殿川内	1.68
4	割谷	勝浦郡	上勝町	殿川内	4.50
5	西山谷	勝浦郡	上勝町	殿川内21-5	4.80
6	西山谷中	勝浦郡	上勝町	殿川内21-5	0.54
7	西山谷下	勝浦郡	上勝町	殿川内	0.36

番号	崩壊危険地区名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
8	中谷	勝浦郡	上勝町	中谷1-3	1.95
9	赤石谷	勝浦郡	上勝町	投都1-2	2.25
10	赤石東谷	勝浦郡	上勝町	投都1-2	1.95
11	野々西谷	勝浦郡	上勝町	雄中面110	6.00
12	雄中面	勝浦郡	上勝町	雄中面	3.60
13	北若木	勝浦郡	上勝町	若木	2.80
14	流川	勝浦郡	上勝町	流川174-1	9.18
15	槻地東	勝浦郡	上勝町	流川300-7	1.68
16	梅の木	勝浦郡	上勝町	梅ノ木	0.90
17	谷口	勝浦郡	上勝町	谷口111	1.80
18	高畑	勝浦郡	上勝町	下檜地27	0.60
19	古屋敷	勝浦郡	上勝町	古屋敷	4.20
20	奥木谷	勝浦郡	上勝町	日浦峰	3.00
21	旭川	勝浦郡	上勝町	日浦峰68	2.31
22	茶地の本	勝浦郡	上勝町	茶地の本	1.50
23	小西谷川	勝浦郡	上勝町	上平	2.70
24	市宇	勝浦郡	上勝町	西ノ谷	0.45
25	岩井谷	勝浦郡	上勝町	岩井谷1	3.00
26	竜谷	勝浦郡	上勝町	竜谷38-1	9.00
27	葛又	勝浦郡	上勝町	中須99	1.68
28	葛又東	勝浦郡	上勝町	木屋谷50-2	0.90
29	檜原1	勝浦郡	上勝町	松尾	1.20
30	檜原2	勝浦郡	上勝町	志た倉75-1	0.30
31	蔭谷川	勝浦郡	上勝町	中尾2-2	1.68
32	井ノ谷	勝浦郡	上勝町	片山21-2	0.75
33	杉地	勝浦郡	上勝町	杉地149	6.72
34	吉ヶ平谷	勝浦郡	上勝町	吉ヶ平34-1	7.80
35	北ヶ谷	勝浦郡	上勝町	吉ヶ平44	6.75
36	中山	勝浦郡	上勝町	中山136	2.40
37	下日浦	勝浦郡	上勝町	下日浦	0.36
38	下地1	勝浦郡	上勝町	字下地	10.50
39	西峰1	勝浦郡	上勝町	字西峰	0.12
40	西峰2	勝浦郡	上勝町	字西峰	0.45
41	西峰3	勝浦郡	上勝町	西峰	0.36
42	西峰4	勝浦郡	上勝町	西峰	0.36
43	傍示谷川	勝浦郡	上勝町	谷内	5.10
44	堂床	勝浦郡	上勝町	堂床140-2	0.45
45	下地2	勝浦郡	上勝町	下地	6.30
46	清田	勝浦郡	上勝町	清田	0.45
47	六十ブ	勝浦郡	上勝町	中尾246	1.50
48	槻地	勝浦郡	上勝町	西槻地	1.65
49	奥槻地	勝浦郡	上勝町	西槻地	4.08

番号	崩壊危険地区名	所在地			面積(ha)
		郡市	町村	字	
50	関ヶ谷川	勝浦郡	上勝町	西岡48	0.90
51	柳谷	勝浦郡	上勝町	柳谷	7.80
52	辰ヶ谷	勝浦郡	上勝町	辰ヶ谷	0.90
53	竜谷2	勝浦郡	上勝町	中須、黒比瀬	1.68
54	月ヶ谷	勝浦郡	上勝町	月ヶ谷58	8.10
55	喰田	勝浦郡	上勝町	棚ヶ谷102ほか	3.42
56	上日浦	勝浦郡	上勝町	上日浦33-3	0.75
57	宮太尾	勝浦郡	上勝町	宮太尾	0.90
58	平間	勝浦郡	上勝町	平間	0.72
59	神田	勝浦郡	上勝町	下横峯3番地1	0.07
60	蔭行	勝浦郡	上勝町	陰行	0.30
合計60地区					174.80

※「山地災害危険地区」とは、林野庁の調査要領に基づいて徳島県が調査し、山地災害のおそれのある危険な地区として把握しているものです。

位置図については、インターネット上で「徳島県総合地図提供システム」内から閲覧可能です。

<https://maps.pref.tokushima.lg.jp/sanchisaigai/> (全て半角小文字)

第3 避難所に関する資料

1 指定避難所

番号	施設名	住所	電話番号	収容人数 (人)
1	高鉾公民館	上勝町大字正木字中津66	050-3438-9329	114
2	傍示定住センター (体育館)	上勝町大字傍示字下地65-1	050-3438-7370	173
3	福原ふれあいセンター	上勝町大字福原字平間45-2	050-3438-8230	55
4	上勝町コミュニティセンター	上勝町大字福原字下横峯3-1	050-3438-8412	118
5	上勝町基幹集落センター	上勝町大字旭字蔭66	050-3438-7297	77
6	上勝小学校体育館	上勝町大字正木字平間179	—	166
7	上勝中学校	上勝町大字生実字東戸越73	050-3438-7457	155
8	上勝中学校体育館	上勝町大字生実字東戸越177-2	—	226
9	旭へき地集会室 (体育館)	上勝町大字旭字中村53	—	155

※収容人数については、一人あたり3.5㎡で算定

2 福祉避難所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
上勝町老人福祉センター	上勝町大字正木字平間110-1	0885-45-0111
特別養護老人ホーム 健祥会ピーター	上勝町大字正木字西浦25	0885-45-0772
養護老人ホーム 健祥会エジンバラ	上勝町大字正木字西浦25-3	0885-45-0811
健祥会在宅介護支援センター 上勝	上勝町大字正木字西浦111-7	0885-44-5112
健祥会ケアハウス 鳩の家	上勝町大字正木字西浦25	0885-45-0772

第4 災害警戒区域等における要配慮者利用施設

番号	施設名	施設住所	種別	警戒区域
1	養護老人ホーム健祥会エジンバラ	上勝町大字正木字西浦25-3	養護老人ホーム	急傾斜地
2	特別養護老人ホーム健祥会ピーター	上勝町大字正木字西浦25	特別養護老人ホーム	急傾斜地
3	ケアハウス鳩の家	上勝町大字正木字西浦25	ケアハウス	急傾斜地
4	彩保育園	上勝町大字正木字平間179	保育園	急傾斜地
5	上勝小学校	上勝町大字正木字平間179	小学校	急傾斜地
6	上勝中学校	上勝町大字正木字東戸越73	中学校	土石流

第5 医療機関等に関する資料

1 町内医療機関一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号
国民健康保険 上勝町診療所	上勝町大字正木字西浦111-7	0885-44-5010

2 救急病院等一覧

(1) 災害拠点病院・地域医療センター

圏 域	医 療 機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
南 部 I	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	0885-32-2555

(2) 救急告示医療機関

ア 中・重傷救急対応医療機関

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
南部 I	阿南医療センター	阿南市宝田町川原6番地1	0884-28-7777

イ 救命救急センター等

圏域	医療機関名	所在地	電話番号
全 県	徳島県立中央病院	徳島市蔵本町1-10-3	088-631-7151
	徳島大学病院	徳島市蔵本町2丁目50番地の1	088-631-3111 (代)
	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103番地	0885-32-2555

第6 水防に関する資料

1 町内雨量観測所 (テレメーター) 一覧

観測所名	水系名	流域河川	所在地	所管
落合	勝浦川	勝浦川	上勝町大字福原字川北	徳島県東部県土整備局
正木	〃	〃	上勝町大字正木字藤の内18-2	〃
雄中面	〃	〃	上勝町大字生実字百合出尾	〃
殿川内	〃	〃	上勝町大字生実字殿川内	〃
八重地	〃	旭川	上勝町大字旭字西中29-2	〃

2 町内水位観測所 (テレメーター) 一覧

観測所名	河川名	所在地	所管
落合	勝浦川	上勝町大字福原字川北	徳島県東部県土整備局
新藤川橋	藤川	上勝町大字正木字中津	徳島県東部県土整備局

3 町内の流量を通報すべきダム

河川名	観測所	位置	通報流量 m ³ /s	警戒流量 m ³ /s	計画流量 m ³ /s	管理者
勝浦川	正木ダム	上勝町大字正木	100	300	1,500	徳島県

第7 雪害防止関係に関する資料

1 徳島県が除雪する道路

(平成27年1月1日現在)

路線名	除雪区間	
	区間	延長
主要地方道 徳島上那賀線	徳島市大原町～上勝町（八重地トンネル）	51.6km

2 凍結防止剤の配置

(平成25年1月1日現在)

土木事務所名	配置箇所	配置先	凍結防止剤数量（袋）
徳島県東部県土整備局	上勝町役場	上勝町役場	90

3 除雪用機械の整備

(平成25年1月1日現在)

土木事務所名	除雪路線名	除雪用機械数			除雪機械所有者	所在地
		グレーター	ショベル	作業車		
徳島県東部 県土整備局	主要地方道 徳島上那賀線		3		川端建設 勝浦建設 新井建設	上勝町 勝浦町 徳島市

第8 輸送・道路等関係に関する資料

1 町内緊急輸送路

区 分	路 線 名	区 間
第2次緊急輸送路	徳島上那賀線	国道55号（小松島市）～上勝町役場
第3次緊急輸送路	徳島上那賀線	上勝町役場 ～ 八重地トンネル

2 災害対策用ヘリコプター離着陸場適地

名 称	所 在 地	管 理 者	連 絡 先	着陸可能なヘリコプターの大きさ	避難場所との重複
上勝町彩公園	上勝町正木西浦	上勝町	0885-46-0111	小	—

3 町有車両一覧

(1) 町有車両

所管課	車 種	車名	登録番号	登録年月
総務課	プリウス	トヨタ	徳島 300 と 6535	平成22年01月
総務課	ハイエースワゴン	トヨタ	徳島 300 の 5313	平成29年12月
総務課 (消防)	デリカD:5 (防災活動車)	三菱	徳島800さ9257	平成29年11月
総務課 (消防)	消防車 (福原分団)	日野	徳島800す1078	令和05年12月
総務課 (消防)	消防車 (藤川分団)	日産	徳島88さ8636	平成07年10月
総務課 (消防)	消防車 (福原分団)	トヨタ	徳島88さ8218	平成07年02月
総務課 (消防)	消防車 (傍示分団)	トヨタ	徳島88さ8583	平成07年07月
総務課 (消防)	消防車 (福原分団)	トヨタ	徳島800さ0247	平成11年07月
総務課 (消防)	消防車 (旭分団・市宇)	トヨタ	徳島800さ0251	平成11年07月
総務課 (消防)	消防車 (福川分団)	トヨタ	徳島800さ0253	平成11年07月
総務課 (消防)	消防車 (生実分団・瀬津)	トヨタ	徳島800さ0252	平成11年07月
総務課 (消防)	消防車 (生実分団・野尻)	トヨタ	徳島800さ0248	平成11年07月
総務課 (消防)	消防車 (旭分団・八重地)	トヨタ	徳島800さ0250	平成11年07月
総務課 (消防)	消防車 (藤川分団)	日産	徳島88さ9173	平成08年08月

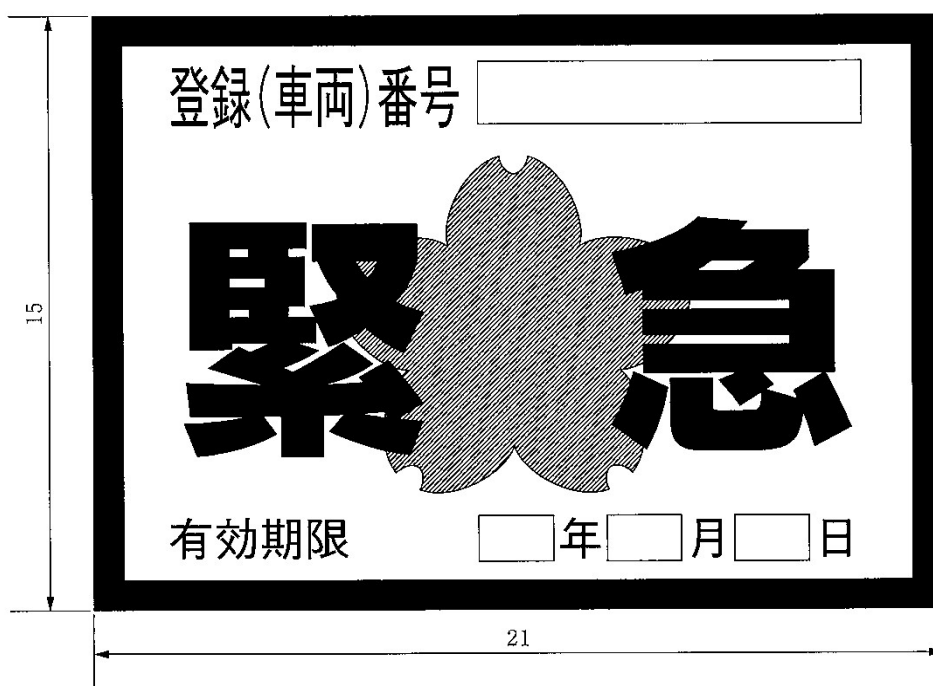
所管課	車種	車名	登録番号	登録年月
総務課 (消防)	消防車 (旭分団・田野々)	いすゞ	徳島800さ6676	平成22年03月
総務課 (消防)	消防車 (藤川分団)	スズキ	徳島880あ0470	平成24年02月
住民課	キャラバン (救急患者輸送車)	日産	徳島800さ7603	平成25年02月
住民課	ハイゼット (軽救急患者輸送車)	ダイハツ	徳島880あ1687	令和5年03月
住民課	ミライース	ダイハツ	徳島580ま4861	令和元年08月
企画環境課	ミニキャブトラック (軽トラ)	三菱	徳島480き5998	平成23年12月
企画環境課	ハイゼットカーゴ (バン)	ダイハツ	徳島480さ7469	平成30年05月
産業課	テリオスキッド	ダイハツ	徳島580か9672	平成22年06月
産業課	プロボックス	トヨタ	徳島400そ5339	平成28年05月
建設課	アクティ (バン)	ホンダ	徳島480あ0377	平成17年01月
建設課	ダンプ	トヨタ	徳島45た5927	平成17年11月
建設課	サンバー	スバル	徳島480え7252	平成21年06月
建設課	パジェロイオ	三菱	徳島500な4592	平成21年12月
建設課	ハイゼットトラック (軽トラ)	ダイハツ	徳島480さ6233	平成23年12月
建設課	エブリイ (バン)	スズキ	徳島480す1310	平成30年11月
支所	カローラフィルダー	トヨタ	徳島500ひ2977	平成21年11月
上勝町 診療所	NBox	ホンダ	徳島580ち3566	平成24年08月
上勝町 診療所	ハイゼットカーゴ (バン)	ダイハツ	徳島480す1878	平成31年01月

(2) 貸与車両

所管課	車種	車名	登録番号	登録年	使用者
住民課	ハイエースリフト	トヨタ	徳島800さ0203	平成11年07月	健祥会
住民課	アクティ (バン)	ホンダ	徳島40よ0837	平成21年05月	健祥会
住民課	ローザ	三菱	徳島200さ0880	令和02年03月	社会福祉 協議会
産業課	ダンプ	いすゞ	徳島100さ5480	平成18年03月	徳島中央 森林組合
産業課	リエッセ	日野	徳島230う0088	平成23年07月	かみかつ いっきゅう
産業課	ハイエースグランド キャビン	トヨタ	徳島335す1126	平成29年03月	かみかつ いっきゅう
産業課	トラック (4 t)	日野	徳島100す3450	令和03年03月	かみかつ 森林環境公社
教育委員会	ボンゴ	マツダ	徳島400せ6191	平成21年12月	かみかついっきゅう

所管課	車種	車名	登録番号	登録年	使用者
教育委員会	ハイエース	トヨタ	徳島200さ0215	平成14年12月	大新東
教育委員会	ハイエース	トヨタ	徳島200さ0320	平成17年03月	大新東
教育委員会	リエッセ	日野	徳島200さ0377	平成18年03月	大新東
教育委員会	ハイエース	トヨタ	徳島200さ0376	平成18年03月	大新東
教育委員会	リエッセ	日野	徳島200さ0588	平成23年12月	大新東
教育委員会	リエッセ	日野	徳島200さ0589	平成23年12月	大新東
教育委員会	リエッセ	日野	徳島200さ0877	令和02年03月	大新東

4 緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

5 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 ㊟ 公安委員会 ㊟	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

第9 条例・協定等関係に関する資料

1 徳島県市町村消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、徳島県内において災害が発生した場合に、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定の区域)

第2条 この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、他の市町村等の応援を必要とするものとする。

(他の応援協定との関係)

第4条 この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第21条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の市町村等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
- (2) 要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合

2 前項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び被害の状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 必要とする車両、資機材等の種別及び数量並びに人員
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

3 要請市町村等の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を、応援要請をした市町村等の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、特別の理由がない限り、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、応援を行うものとする。

2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町

村等の長に通報するものとする。

(応援の特例)

第7条 応援要請がない場合であっても、次のいずれかに該当するときは、市町村等の長は応援隊を派遣して応援することができる。

(1) 市町村等が、当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部において発生した災害で、その状況から判断して緊急に応援の必要があると認めた場合

(2) 通信網の途絶等によって、災害が発生した市町村等との連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めた場合

2 前項に規定する応援は、第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

また、応援市町村等の長は、できる限り速やかに災害が発生した市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、要請市町村等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の場合において連絡が復旧するまでの間は、応援隊の長は、災害が発生した市町村等の長の指示を待たず応援隊を指揮し、活動することができる。

(報告)

第9条 応援市町村等の長は、応援活動の結果を速やかに要請市町村等の長に報告するものとする。

2 要請市町村等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

(連絡会議)

第10条 この協定に係る事務の円滑な推進を図るため、必要の都度、市町村等間における連絡会議を開催するものとする。

(経費負担)

第11条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

(1) 人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償は、原則として応援市町村等の負担とする。

(2) 前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、原則として要請市町村等の負担とする。

(3) その他多額の経費を要する場合は、その都度関係市町村等の長が協議の上、定める。

(疑義の協議)

第12条 この協定について疑義を生じたときは、市町村等の長が協議の上、定めるものとする。

(実施細目)

第13条 この協定の実施について必要な事項は、市町村等の長が協議の上、別に定めることができるものとする。

(改廃)

第14条 この協定の改廃は、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

(適用)

第15条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書53通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成10年4月1日

署名 略

2 消防相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は消防組織法第21条の規定に基づき上勝町(以下「甲」という。)と勝浦町(以下「乙」という。)との消防相互応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この協定は、火災又はその他の災害が発生した場合、甲、乙相互の消防力を活用して、火災又は災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(応援の区分)

第3条 前条の目的を達成するため、次に掲げる区分によって、消防隊、その他必要な人員機械資材(以下「応援隊」という。)を相互に出動させ、応援活動させるものとする。

- (1) 普通応援は、甲、乙の隣接区域で火災並びに災害が発生した場合、甲、乙の要請を待たずに出動する応援。
- (2) 特別応援は、甲、乙の管内に大規模な火災並びに災害が発生し応援を必要とする場合は、前号にかかわらず、甲、乙の要請又は、応援側の状況判断により出動する応援。

(応援隊の派遣)

第4条 応援隊の派遣は、次の各号により直ちに行うものとする。

- (1) 普通応援は、原則として2団(消防ポンプ自動車又は、小型動力ポンプ付積載車2台)とする。ただし、火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。また、火災発生を覚知した場合に自動的に出動が行われるものであるが、甲、乙両者は相互に火災の状況を通報しあうものとする。
- (2) 特別応援は要請を受けた甲、乙が要請の内容及び保有消防力等を検討のうえ応援隊の規模を決定するものとするが、概ね50名程度とする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊は原則として災害現場本部の当該長又は、その代理者の指揮に従うものとする。ただし、災害の状況その他やむを得ない事情があるときは応援隊の長の指揮によるものとする。

(活動報告)

第6条 応援隊の長は、その活動について、速やかに現場本部の長に報告するものとする。

(訓練等)

第7条 この協定を円滑に実施するため、随時訓練を行うことができる。

(応援に要した費用負担)

第8条 応援に要した費用の負担区分は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 応援側が負担するもの。
 - ① 応援出動によって消費した燃料等の費用
 - ② 応援出動によって支払われる消防団員の諸手当等
 - ③ 応援出動によって消防団員が災害を受けた場合の災害補償費
 - ④ 応援出動によって物損事故が発生した場合の損害補償費

(2) 被応援側が負担するもの。

① 応援出動が長時間にわたる場合の炊き出し等の費用

(協定の運用)

第9条 この協定の運用について定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲、乙両者協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年8月1日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成8年8月1日

甲 勝浦郡上勝町字福原字下横峯3番地の1

上勝町長

山 田 良 男

乙 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3

勝浦町長

川 口 幸 一

3 徳島東部地域における災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、地震等による大規模な災害時における応急対策の一層の充実及び強化を図ることを目的として、徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町及び上板町（以下「協定市町村」という。）が相互に協力して被災した協定市町村（以下「被災協定市町村」という。）に対し、物資、労力等の応援を行うことについて定める。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 被災者の救出
- (4) 救護活動に必要な車両等の提供
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (6) 被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- (7) 救援、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (8) 前各号に定めるもののほか特に要請があった事項

(応援要請の手続等)

第3条 応援を受けようとする被災協定市町村は、原則として、次の事項を明らかにして、電話等による要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資の品名、物資の数量等
- (3) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人数
- (4) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあっては、被災児童、被災生徒等の学年等
- (5) 前条第7号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の職種別人員
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援を必要とする期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(実施)

第4条 応援を要請された協定市町村は、当該協定市町村が管轄する区域に係る災害対策業務に重大な支障がある場合等を除き、極力その要請に応じるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、被災協定市町村以外の協定市町村は、災害の実態に照らし、特に緊急を要し被災協定市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災協定市町村からの応援要請を待たず、必要な応援を行うことができるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として、被災協定市町村の負担とする。

2 被災協定市町村が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災協定市町村から要請があった場合は、応援する協定市町村が支弁し、応援終了後、被災協定市町村に請求するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、各協定市町村の防災担当課長等をあらかじめ連絡責任者として定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

(その他)

第7条 この協定に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、各協定市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書12通を作成し、各協定市町村は記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年8月10日

徳島市

上記代表者 徳島市長 原 秀樹

神山町

上記代表者 神山町長 後藤 正和

小松島市

上記代表者 小松島市長 稲田 米昭

松茂町

上記代表者 松茂町長 広瀬 憲発

勝浦町

上記代表者 勝浦町長 中田 丑五郎

北島町

上記代表者 北島町長 山田 昌弘

上勝町

上記代表者 上勝町長 笠松 和市

藍住町

上記代表者 藍住町長 石川 智能

佐那河内村

上記代表者 佐那河内村長 松尾 肇

板野町

上記代表者 板野町長 中島 勝

石井町

上記代表者 石井町長 河野 俊明

上板町

上記代表者 上板町長 松尾 國玄

4 徳島東部地域における災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成19年 月 日付けで締結した徳島東部地域における災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づき、協定市町村において協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(経費の負担)

第2条 協定第2条第1号から第4号までに掲げる応援に関する経費のうち、次に掲げる経費は、被災協定市町村が負担するものとし、その他の経費は応援する協定市町村（以下「応援協定市町村」という。）が負担するものとする。

- (1) 協定第2条第1号から第3号までに掲げる応援に要する経費中購入費及び輸送費
- (2) 協定第2条第4号に掲げる応援に要する経費中借上料、燃料費、輸送費、維持管理費及び破損又は故障が生じた場合の経費

2 協定第2条第7号に掲げる応援（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 被災協定市町村が負担する経費の額は、応援業務に従事する職員（以下「応援職員」という。）について、応援協定市町村の職員に関する法令の規定により算出した経費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援協定市町村の負担とする。
- (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災協定市町村が、被災協定市町村への往復の途中において生じたもの又は応援業務の従事中であっても、応援職員の故意若しくは重大な過失によって生じたものについては応援協定市町村が賠償の責めを負う。
- (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、被災協定市町村と応援協定市町村との間で協議して定めるものとする。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援協定市町村の市町村長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当課を経由して被災協定市町村の市町村長に対し行うものとする。

(応援職員の義務)

第4条 応援職員は、応援協定市町村名を表示した腕章等を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な食糧、被服等を携行するものとする。

(補則)

第5条 この実施細目により難しい事項及びこの実施細目に定めのない事項は、協定市町村が協議して定めるものとする。

この実施細目を証するため、本書12通を作成し、各協定市町村は記名押印の上、各1通を

保有する。

平成19年8月10日

徳島市

上記代表者 徳島市長 原 秀樹

小松島市

上記代表者 小松島市長 稲田 米昭

勝浦町

上記代表者 勝浦町長 中田 丑五郎

上勝町

上記代表者 上勝町長 笠松 和市

佐那河内村

上記代表者 佐那河内村長 松尾 肇

石井町

上記代表者 石井町長 河野 俊明

神山町

上記代表者 神山町長 後藤 正和

松茂町

上記代表者 松茂町長 広瀬 憲発

北島町

上記代表者 北島町長 山田 昌弘

藍住町

上記代表者 藍住町長 石川 智能

板野町

上記代表者 板野町長 中島 勝

上板町

上記代表者 上板町長 松尾 國玄

5 徳島県消防防災ヘリコプター応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、徳島県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する活動のため、航空機の応援を必要と判断した場合に、徳島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
- (2) 要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合
- (3) その他救急救助活動等において、緊急性があり、かつ、航空機による活動が最も有効な場合

2 応援要請は、徳島県消防防災航空隊事務所に、電話等により次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び被害の状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量等
- (7) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 前条の規定による要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(消防防災航空隊の隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により、第4条第1項各号に定める活動（以下「消防活動」という。）を応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。

この場合において、航空機に搭乗している指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、徳島縣市町村消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条に規定する応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、徳島県（以下「県」という。）が負担するものとする。

2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第11条の規定にかかわらず、県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この規定に定めのない事項は、県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書60通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成10年4月1日

署名 略

6 徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、徳島県消防防災ヘリコプター運航管理要綱(以下「運航管理要綱」という。)

第20条第4項の規定に基づき、消防防災ヘリコプターの緊急運航(以下「緊急運航」という。)に関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規程との関係)

第2条 緊急運航に関しては、運航管理要綱及び徳島県消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第3条 緊急運航は、原則として次の要件を満たす場合に運航するものとする。

- (1) 公共性 地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。

(緊急運航の基準)

第4条 緊急運航は、前条の要件を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 救急活動

ア 傷病者の搬送

離島、山村等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも著しく有効であると認められ、かつ、原則として医師が搭乗できるとき。細部については、別紙「傷病者の搬送の細部基準」のとおり。

イ 医師及び医療機材等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地において、緊急医療を行うための医師、機材等を搬送する必要性があると認められるとき。

ウ 傷病者の転院搬送

緊急に高度医療機関へ転院を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できるとき。

エ その他救急活動上、特に、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められるとき。

(2) 救助活動

ア 水難事故、山岳事故等の捜索、救助

水難事故、山岳事故等における捜索、救助を行う場合で、現地の消防力のみでは対応できないと認められるとき。

イ 中高層建築物火災等の救助

中高層建築物火災等において、地上からの救助が困難で、屋上からの救助が必要と認められるとき。

ウ 孤立した被災者等の救出

山崩れ等災害により孤立し、緊急に救出が必要と認められるとき。

エ 大規模事故での救助

高速道路等での大規模事故で、救急車での収容、搬送が不可能と認められるとき。

オ その他救助活動上、特に、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められるとき。

(3) 災害応急活動

ア 被災状況等の調査及び情報の収集等

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害又はガス爆発事故、高速道路等での大規模事故における状況の調査、情報の収集等を行うとともに、その状況を監視する必要があると認められるとき。

イ 生活必需品及び復旧資材等の救援物資、人員等の搬送

孤立した被災地等への食料、衣料その他の生活必需品、復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を搬送する必要があると認められるとき。

ウ 災害に関する情報、警報等の伝達等広報

災害に関する情報及び避難勧告・指示等を迅速かつ正確に伝達する必要があると認められるとき。

エ その他災害応急対策上、特に、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められるとき。

(4) 火災防衛活動

ア 林野火災等の消火

地上からの消火活動のみでは消火が困難で、空中からの消火が有効と認められるとき。

イ 消防隊員及び消火資機材等の搬送

大規模林野火災等において、消防隊員及び消火資機材等の搬送手段がないとき、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効であると認められるとき。

ウ 被害状況等の調査及び情報の収集等

大規模林野火災等における被害状況の把握、情報の収集等を行う必要があると認められるとき。

エ 避難誘導等の広報

大規模林野火災等において、住民等の避難誘導等を行う必要がある場合に、空中からの広報が有効であると認められるとき。

オ その他火災防衛活動上、消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められるとき。

(5) 広域災害応援対策

他府県等との災害応援協定等に基づき応援要請があり、出動する必要があると認められるとき。

(緊急運航の要請)

第5条 緊急運航を要請できる者は、市町村長、消防長及びその他運航管理責任者（消防保安課長）が適当と認めた者（以下「緊急運航の要請者」という。）とする。

- 2 緊急運航の要請は、運航管理者（消防防災航空隊事務所長）に行うものとする。
- 3 緊急運航の要請は、電話にて速報の後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により、ファクシミリ、データ送信等を用いて行うものとする。
- 4 運航管理者は、緊急を要し、緊急運航の要請者の要請を待ついとまがないと認めるときは、要請を待たないで、緊急運航をすることができる。

（緊急運航の決定）

第6条 運航管理者は、緊急運航の要請を受けたときは、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を速やかに決定し、航空消防活動指揮者（以下「運航指揮者」という。）に必要な指示をするとともに、緊急運航要請者にその旨を回答しなければならない。

- 2 運航安全管理者は、出動の可否や活動中止の判断にあたり、運航管理者に必要な助言をするものとする。
- 3 運航指揮者は、第1項の指示を受けた場合は、直ちに徳島県消防防災ヘリコプター運航実施計画の作成及び飛行前の打ち合わせを行い、要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。
- 4 緊急運航の可否に関して、運航管理者との連絡が速やかに取れないやむを得ない場合は、運航管理責任者が決定するものとする。

（受け入れ体制の整備）

第7条 緊急運航の要請者は、消防防災航空隊事務所と密接な連絡を取るとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

（報告）

第8条 緊急運航の要請者は、災害等が収束した場合、災害等状況報告書（様式第2号）により、運航管理者に報告するものとする。ただし、緊急運航に係る準備中に災害等が収束し、消防防災ヘリコプターの離陸前に要請解除となった場合は、この限りでない。

- 2 運航指揮者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書（様式第3号）を作成し、速やかに運航管理者に報告しなければならない。

附則 略

様式第1号（第5条第3項関係）

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信日時	年 月 日 時 分	受信者		
1 要請機関名	(電話)	発信者		
2 災害の種別	(1) 救急 (2) 救助 (3) 災害応急 (4) 火災防御 (5) 広域応援			
3 活動内容	調査 広報 撮影 傷病者搬送 空中消火 救急 救助 搬送(種類 数量) その他()			
4 発生場所 及び 発生時刻	(発生場所) 市町村 目 標 (目標が明確となる, 地図を添付のこと。) 離着陸場 (発生時刻) 年 月 日 時 分頃			
5 現地の 気象条件	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視界 m 気象警報等(警報・注意報)			
6 現場指揮者	所属・職・氏名			
7 現場との 連絡手段	無線種別(統制波 主運用波 その他) 現場指揮本部・呼出名(コールサイン)			
8 要請を必要 とする理由	※ 災害の状況, 要請する活動の内容, 受入体制を記述すること。 救助の場合には, 事故の原因, 事故の状況, 人数等も記述すること。			
9 傷病者搬送 の場合	傷病者	氏名	年齢等 歳 男・女	
		氏名	年齢等 歳 男・女	
	症 状			
	着陸場所 の 目 標	出動先	所在地及び目標	
		搬送先	所在地及び目標	
	搭 乗 者 の 氏 名	医 師	関係者	
		看 護 師		
	病院への 搬送方法	救急車 の手配	病院の 手 配	
受入病院	所在地	連絡先	(電話)	
	名 称			
搬送先の消防本部 の担当者職・氏名	消防本部(局) 課 職・氏名 (電話)			
10 必要資機材				
11 他航空機へ の要請状況	無 有	要請機関名	要請機数 (機)	
12 その他 必要事項				

※以下の事項は, 消防防災航空隊で出動の可否を決定後, 連絡します。

1 使用無線等	無線種別(統制波 主運用波 その他) 現場指揮本部(車)・呼出名(コールサイン)
2 到着予定時刻	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
3 活動予定時刻	時間 分

4	燃料の確保	手配必要・手配不要	燃料の量	リットル（ドラム缶	本）
5	その他 必要事項				

7 災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

上勝町（以下「甲」という。）と小松島市電気工事協同組合（以下「乙」という。）は、災害時の町有施設における電気設備の応急復旧に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、上勝内において地震、風水害およびその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、町有施設における電気設備の応急復旧に関して、甲が乙に対して協力を求めるに当たって必要な手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、上勝町内に災害が発生し、次に掲げる業務を遂行するために協力を要請することができる。

- (1) 町有施設等の電気設備の応急復旧活動に関すること
- (2) 応急復旧活動中に二次災害等を発見した場合における関係機関への通報に関すること
- (3) その他甲が特に必要と認める業務に関すること

2 甲は、前項の要請を行うときは、応急復旧対策業務要請書（様式第1号）（以下「要請書」という）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に対する協力）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、可能な限り当該要請に協力するものとする。

（応急復旧作業後の引渡し）

第4条 乙は、甲の要請による電気設備が応急復旧した場合には、速やかに甲に応急復旧対策業務完了報告書（様式第2号）（以下「報告書」という。）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引き渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（災害復旧実施マニュアルの提示）

第5条 乙は甲の要請に対応するために、あらかじめ災害復旧を実施するためのマニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（連絡責任者の指定）

第6条 この協定に定める協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」）を定め文書により報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものと

する。

(費用の負担)

第7条 この協定に基づき乙が実施した応急復旧活動に要した経費については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の締結の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項またはこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

この協定締結の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月11日

甲 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3番地1
上勝町
上勝町長 笠松 和市

乙 徳島県小松島市横須町3-4-3
小松島電気工事協同組合
理事長 野田 豊晴

8 災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、徳島県内に地震・風水害その他による災害（武力攻撃災害及び緊急対策事態における災害を含む。）が発生した場合（以下「災害時」という。）に、被災者等に対して行う応急生活物資の供給に関して、上勝町（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県エルピーガス協会小松島・勝浦地区会（以下「乙」という。）との協力事項について定めるものとする。

(協力事項の発動)

第2条 この協定で定める災害時の協力事項は、原則として甲が対策本部（災害対策本部並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部）を設置し、乙に対して協力要請を行ったときに発動する。

(応急生活物資供給の協力実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急生活物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(対象となる応急生活物資)

第4条 この協定の対象となる応急生活物資は、原則として別記1のとおりとする。

(要請手続及び連絡責任者)

第5条 この協定による協力要請手続は、原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により、協力要請手続を行うことができるものとし、事後に文書を提出するものとする。

2 この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務課長、乙においては地区長とする。

(費用等の負担)

第6条 第3条により乙が供給した応急生活物資の費用負担区分は、原則として別記2のとおりとする。

2 前項における甲が負担する費用は、災害時直前の適正なそれぞれの価格を基準にして、甲乙協議の上価格を決定し、精算をするものとする。

(設置場所の指定及び確認等)

第7条 甲は、乙が応急生活物資の供給及び運搬をしたときは、速やかにその設置場所を乙に指定し、設置後その確認を行い、乙からその引渡しを受けるものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、一般社団法人徳島県エルピーガス協会の本部及び他地区会との連携を強化し、甲の要請に応じるよう体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結後1年間とし、甲乙双方又は何れか一方からの何らかの意思表示がない場合は、さらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年9月1日

甲 上勝町
上勝町長 花本 靖

乙 一般社団法人徳島県エルピーガス協会小松島・勝浦地区会
地区長 広田 邦夫

9 鳥取県町村会と徳島県町村会との危機事象発生時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、鳥取県及び徳島県（以下「両県」という。）のいずれかの県域の町村において、自然災害はもとより、生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす危機事象又はそのおそれのある危機事象が発生した場合に応援を実施する町村による効果的な応援が行われるよう、必要な事項について定める。

(カウンターパート方式)

第2条 両県の町村は、被災町村に対する支援を行うブロックをあらかじめ定めたカウンターパート方式により、円滑かつ迅速な応援を行う。

(ブロックの設置)

第3条 両県の町村を次の表のとおりそれぞれ3つのブロックに分け、原則としてブロックを単位として被災町村からの応援要請に応じるものとする。

ブロック	鳥 取 県	徳 島 県
A	日吉津村 大山町 南部町 伯耆町 日南町 日野町 江府町	松茂町 北島町 藍住町 板野町 上板町
B	三朝町 湯梨浜町 琴浦町 北栄町	勝浦町 上勝町 佐那河内村 石井町 神山町 つるぎ町 東みよし町
C	岩美町 岩桜町 智頭町 八頭町	那賀町 牟岐町 美波町 海陽町

2 前項のブロックごとに両県それぞれ幹事町村を置き、町村会とともに連絡調整にあたるものとする。

3 幹事町村及び町村会が行う連絡調整は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 被災町村との連絡及び情報収集
- (2) 他のブロックへの応援要請
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被災町村の応援に関し必要な事項

(応援内容)

第4条 応援の基本的内容については、次のとおりとする。

- (1) 応急対策等に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 被災児童、被災生徒など避難者の一時受け入れ
- (6) その他被災町村から特に要請のあった事項

(応援要請の手続等)

第5条 応援を受けようとする被災町村は、原則として、次の事項を明らかにして、幹事町村を通じて電話等による要請を行い、後日速やかに応援を実施した町村に対し文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を要請する内容（人員の派遣については職種・人数、物資・資機材等の搬入については物資等の品目・数量）
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(平常時の協力体制)

第6条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時から、研究、協議及び両県間での情報その他の交流を図るため、「危機事象時相互応援連絡協議会」を両県の町村会に置く。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた危機事象発生町村の負担とする。ただし、応援を受けた町村と応援を行った町村の間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りでない。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、両県の町村が別に締結する危機事象発生時の相互応援に関する協定を妨げるものでない。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、両県町村会で協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、この本書2通を作成し、それぞれ署名の上、各自1通

を保有する。

平成25年6月6日

鳥取県
鳥取県町村会 会長 石 操

徳島県
徳島県町村会 会長 川原 義朗

10 災害発生時における山地に係る施設等の被害調査に関する協定書

上勝町（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県森林協会（以下「乙」という。）とは、災害発生時における山地に係る施設等の被害調査について、次のとおり協定書を交換する。

第1条 乙は、甲の要請を受け、次の業務を信義に従って誠実に履行するものとする。

業務内容（1）被害調査等

第2条 桧垣町佐藤に係る経費については、乙の負担とする。

第3条 この協定に基づいて業務に従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、原則として、乙の責任において行うものとする。

第4条 この協定の有効期間は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、甲乙双方又はいずれか一方からの何らかの意思表示がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年6月2日

甲 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3番地1
上勝町長 花本 靖

乙 徳島市かちどき橋1丁目29番地
一般社団法人 徳島県森林協会
会長理事 川原 義朗

1 1 災害時における上勝町と上勝町内等郵便局の協力に関する協定

徳島県上勝町（以下「甲」という。）と上勝町内郵便局（以下「乙」という。）並びに徳島中央郵便局（集配業務）（以下「丙」という。）は、上勝町内に発生した地震その他による災害時において、甲、乙及び丙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2項第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲、乙並びに丙は、上勝町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙及び丙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 丙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項^(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲、乙及び丙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他

に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請したものが負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲、乙及び丙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲、乙及び丙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 上勝町 総務課長

乙 日本郵便株式会社 上勝郵便局長

丙 日本郵便株式会社 徳島中央郵便局長 総務部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、三者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、2015年7月10日から2016年3月31日までとする。

ただし、甲又は乙及び丙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度以降も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が押印の上、各自1通を保有する。

平成27年7月10日

- 甲 住 所 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3-1
上勝町
代 表 上勝町長 花 本 靖
- 乙 住 所 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯37-1
上勝町内郵便局（上勝郵便局、高銓郵便局）
代 表 日本郵便株式会社 上勝郵便局長 幾原 智之
- 丙 住 所 徳島県徳島市八百屋町1-2
代 表 日本郵便株式会社 徳島中央郵便局長 ○○ ○○

1 2 災害時における救援物資提供に関する協定書

勝浦町（以下「甲」という。）と上勝町（以下「乙」という。）とキンキサイン株式会社（以下「丙」という。）は災害時における救援物資提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等における物資の提供に関し、丙の甲及び乙に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 勝浦郡内で震度5弱以上の地震又は、同等以上の災害が発生もしくは発生するおそれがある場合において、甲または乙に災害対策本部が設置され、甲及び乙から救援物資の提供について要請があったときは、丙は次条に規定する内容により協力するものとする。

（協力の実施）

第3条 丙は、前条の要請を受けたときは、飲料水等を甲及び乙に供給できる態勢を速やかに調えるなど万全を期するものとする。

2 丙は、徳島工場内にある飲料水等を甲及び乙に無償提供するものとする。

3 停電時の場合は、甲が丙の徳島工場に設置した発電機を必要に応じて稼働させ、飲料水等を甲及び乙に提供するものとする。

4 道路の不通等により供給に支障が生じた場合は、甲または乙との協議により対策を講じるものとする。

5 発災時における発電機にかかる燃料の確保については、甲、乙及び丙それぞれが最大限の努力を行うものとする。

（要請の手続）

第4条 甲及び乙は、本協定による要請を行うときは、丙に口頭、電話、書面等により要請を行うものとする。ただし、甲及び乙は、全ての要請内容を記録し、後日確認ができるようにするものとする。

2 前項にかかる要請先は、丙の徳島工場（勝浦郡勝浦町大字生名字屋敷5）とし、連絡がつかない場合は、丙の本社（兵庫県姫路市香寺町犬飼527-1）とする。

（維持管理等）

第5条 丙に設置した発電機の維持管理については、甲が行うものとする。

2 甲、乙及び丙は、発災時に備え必要に応じて訓練等を適宜行うことができるものとする。

3 前1、2項並びに本協定に定める事項が災害時において円滑に遂行できるよう、甲、乙、丙

の三者間における協力等について、必要な事項を別に定めるものとする。

(期間)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲、乙及び丙のいずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容をもって1年間更新されるものとする。以後、この例による。

2 前項の解消の申し出は、解消しようとする3ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙及び丙で協議のうえ定めるものとする。

以上、本協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印のうえ、各々1通を保有する。

平成29年4月20日

甲 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3番地
勝浦町
勝浦町長 中 田 丑五郎

乙 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3番地1
上勝町
上勝町長 花 本 靖

丙 兵庫県姫路市香寺町犬飼527番地1
キンキサイン株式会社
代表取締役社長 山 口 義 弘

1.3 災害時における支援協力に関する協定書

上勝町（以下「甲」という。）、一般社団法人かつうら国土と未来振興協会（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震、暴風、洪水その他の災害時（山林火災等）（以下「災害時」という。）において、無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 甲、乙は、災害時において、甲の要請に基づき乙が実施する無人航空機の運用（以下、併せて「本業務」という。）について、円滑かつ適切に実施するために本協定を締結する。

（協定の遵守）

第2条 乙は、この協定の趣旨を職員に周知徹底するとともに、遵守させるよう努めなければならない。

（緊急時の協力要請）

第3条 甲は、災害時に情報収集等のため必要と認めるときは、乙に対し要請書（様式第1号）により協力を要請することができる。但し、緊急を要する場合は、要請書によらず要請する事とし、後日速やかに乙に要請書を提出するものとする。

（内容）

第4条 甲が乙に支援協力を要請する内容は以下のとおりとする。

- （1）災害対応に必要な映像・画像等の情報収集に関すること
- （2）災害地図作成等の災害支援に関すること
- （3）その他必要な事項については、甲及び乙の協議のうえ決定する

2 乙は、甲から要請を受けた場合は、必要な人員、無人航空機及び資機材を調達し、協力の要請に可能な範囲で応ずるものとする。

3 乙は、第1項の要請を受けて活動するときは、関連法令を遵守するとともに甲の指示に従うものとする。

（報告）

第5条 乙は、本業務を実施した場合、報告書（様式第2号）により甲の定める期限までに報告を行う。

（映像等の所有権等）

第6条 本協定に基づく災害協力活動による映像や画像等の所有権及び著作権は、甲に帰属する

ものとする。

(費用負担)

第7条 第3条の規程に基づき要した経費は、法令その他特別に定めがあるものを除き、原則として乙の負担とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲乙においていずれが経費を負担すべきか判断しがたい場合は、その都度甲乙が協議してこれを定めるものとする。

(秘密の保持)

第8条 乙は、乙の職員が、支援上知り得た甲又は第三者の秘密を漏らさないようにしなければならない。支援終了後もまた同様とする。

(平常時の準備)

第9条 乙は、無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の職員の無人航空機の活用技術維持向上に努め、災害時における体制を整備するものとする。

(災害の補償)

第10条 この協定に基づき実施した協力に伴って、乙の職員及び第三者に生じた損害の補償は、乙の責任において補償するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては上勝町総務課長又は建設課長とし、乙においては担当部長とする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から該当年度末とする。

但し、有効期間満了日までに、甲乙いずれかからも意思表示がないときは、この協定は更新されたものとし、以降も同様とする。

(変更及び解除)

第13条 甲、乙は、協議により本協定の全部又は一部を変更し、もしくは解除することができる。

(協議)

第14条 この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定める。

この協定の締結を証するため、協定書2通作成し、二者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和2年12月18日

甲 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3番地1
上勝町長 花本 靖

乙 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字西岡29番地1
一般社団法人 かつうら国土と未来振興協会
代表理事 大西 一司

1 4 災害に係る情報発信等に関する協定

上勝町およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「ほんきょうてい」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、上勝町内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、上勝町が上勝町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ上勝町の行政機能の低下を軽減させるため、上勝町とヤフーが互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

- 1 本協定における取組みの内容は次の中から、上勝町およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、上勝町の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、上勝町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 上勝町が、上勝町内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 上勝町が、上勝町内の避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 上勝町が、災害発生時の上勝町内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 上勝町が、上勝町内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 上勝町が、上勝町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 上勝町およびヤフーは、前各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、上勝町およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく上勝町およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、

それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、上勝町から提供を受ける情報について、上勝町が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、上勝町およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し、期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、上勝町およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定書の証として本書2通を作成し、上勝町とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2022年3月4日

上勝町：徳島県勝浦郡上勝町大字福原字
下横峯3-1
上勝町
町 長 花本 靖

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 川邊 健太郎

1 5 上勝町防災会議条例

昭和37年9月29日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、上勝町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 上勝町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 上勝町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、上勝町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員が職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 徳島県知事の部内の職員のうちから町長が任命するもの
 - (2) 徳島県警察の警察官のうちから町長が任命するもの
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名するもの
 - (4) 教育長
 - (5) 消防団長
- 6 前項第1号、第2号、第3号の委員の定数は、10人以内とする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

1 6 上勝町災害対策本部条例

昭和37年9月29日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第6項の規定に基づき、上勝町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

1 7 上勝町災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

上勝町（以下「甲」という。）と上勝町社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、上勝町災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、上勝町災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、乙が管理する事務所のうち支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲はこれに代わる場所を確保して乙に提供するものとする。

2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力の下、運営を行うものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対し、必要な協力を求めることができる。

（センターの業務）

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）被災情報の把握

- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 上勝町災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 被災者の生活相談に関する事項
- (11) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (12) その他、センターの活動に必要な業務
(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。（センターの閉鎖）

第11条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年4月1日

甲 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3番地1
上勝町
町長 花本 靖

乙 徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3番地1
上勝町社会福祉協議会
会長 舟井 康雄

第10 災害救助に関する資料

1 災害救助法の適用基準

	人口数（人）	適用世帯数（世帯）	
	平成27.10.1（国勢調査）	①被害世帯数	②被害世帯数
上勝町	1,545	30	15
徳島県	755,733		1,000

(備考)

被害世帯数は、住家の減失した世帯（全壊、全焼、流失）を標準とし、半壊等は1/2、床上浸水等は1/3とみなし換算する。

①は、災害救助法施行令第1条第1項第1号による市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

②は、災害救助法施行令第1条第1項第2号による徳島県の区域内の被害世帯数が1,000世帯以上である場合の市町村の区域内の人口に応じた世帯数。

2 令和3年度災害救助基準

(令和3年6月18日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当り 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は、別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当り 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間 (災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了す旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期エアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
応急仮設住宅の 供与	住家が全壊、全焼又は 流出し、居住する住家 がない者であって、自 らの資力では住宅を得 ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏ま え、実施主体が地域の実情、 世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終 了に伴う解体撤去及び土地 の原状回復のために支出で きる費用は、当該地域にお ける実費。	災害発生の日 から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付 帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一 切の経費として5,714,000円以内であればよ い。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場 合は、集会等に利用するための施設を設置で きる。(50戸未満であっても小規模な施設を設 置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容す る「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に 準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日 から速やかに 借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介 手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、 仲介業者との契約に不可欠なものとして、地 域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様。
炊き出しその他 による食品の給 与	1 避難所に収容され た者 2 住家に被害を受 け、若しくは災害に より現に炊事の出来 ない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日 から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除し た金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ること ができない者(飲料水 及び炊事のため水であ ること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日 から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その 他生活必需品の 給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床 上浸水等により、生活 上必要な被服、寝具、 その他生活必需品を喪 失、若しくは毀損等 により使用することが できず、直ちに日常生活 を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(1 0月～3月)の季別は災害発生 の日をもって決定する。 2 下表金額の範囲内	災害発生の日 から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。

(単位：円)

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流出	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	災害発生の日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 (3日間経過以降) 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急処理	1 住宅が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ① 大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内 ② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヶ月以内)	
学用品の給与	住宅の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学生生徒、義務教育学校生徒及高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） ・1体当たり 3,500円以内 （一時保存） ・既存建物借上費：通常の実費 ・既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村において障害物の除去を行った一世帯あたりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難にかかる支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障がい者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1項に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3千万円以下の部分の金額については、100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の清算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

〔災害の発生するおそれ段階での救助〕

	避難所・福祉避難所の救助	要配慮者の輸送
対象者	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者(法第2条第2項)	高齢者や障がい者等で避難行動が困難な要配慮者、自ら避難することが困難な状況にある者
費用の限度額	避難所：1人1日あたり330円以内 福祉避難所：避難所限度額に加えて、通常の実費を加算	地域の実情に応じた額(実費)
救助期間	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	
対象経費	災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水等	・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費